

はじめに

今、日本社会は、少子高齢化の急速な進行や経済・社会の国際化、とりわけ情報のボーダレス化の急激な発展により、社会に多様性(ダイバーシティ)が求められています。その実現のためには、人種・性別・年齢など様々な壁を乗り越えた多様性を受け入れられる社会の仕組みづくり、枠組みづくりを進めることが重要な課題となります。



こうした多様性を実現する一つの姿である男女共同参画社会の実現は、男女が性別に関わりなく、互いの人権を尊重し、個人の個性や能力を自由に発揮して、あらゆる分野に参画し、利益も責任も共に分かち合える社会をつくることであり、男女共同参画社会基本法においても、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

豊橋市では、平成15年に「とよはしハーモニープラン21」を策定するとともに、「豊橋市男女共同参画推進条例」を制定して男女共同参画社会実現に向け、全市をあげて取組みを進めて参りました。

今回、「とよはしハーモニープラン21」の計画期間が終了するのに際し、計画の進捗状況や家庭や職場などにおける男女共同参画に関する市民の意識、男女の社会参画の実態、社会保障の動向などをふまえ、新たなプランとして「とよはしハーモニープラン2013-2017」を策定しました。このプランでは、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現をめざして、男女が働きやすい環境となるためのワーク・ライフ・バランスに関する課題や雇用・就労における男女平等の推進などに重点的に取り組むこととしています。また、平成19年のDV防止法の改正を受け「女性などに対する暴力の根絶(豊橋市DV対策基本計画)」を策定し、女性が安心して生活できる環境づくりに重点的に取り組むこととしました。

本プランの推進にあたりましては、市民、事業主、市民活動団体の皆様にご参加、ご協力をいただきながら、これまで以上に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、このプランを策定するにあたり、ご意見をいただきました豊橋市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご意見、ご協力をいただきました多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成25年3月

豊橋市長 佐原 光一

目次

第1章 プランの策定について

1 策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	3

第2章 豊橋市の現況

1 人口の状況	5
2 世帯の状況	6
3 就業状況	8
4 市民の意識	9

第3章 プランの基本的な考え方

1 プランの目標像	11
2 プランの基本目標	13
3 プランの推進イメージ	14
4 プランの体系	16

第4章 プランの重点目標と施策

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚	19
重点目標(1) 人権を尊重した男女共同参画意識の向上	20
重点目標(2) 子どもにとっての男女共同参画の促進	24
重点目標(3) 男性にとっての男女共同参画の促進	28
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の促進	32
重点目標(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進	33
重点目標(2) 地域活動等における男女共同参画の促進	39
基本目標3 男女が働きやすい環境づくり	46
重点目標(1) 雇用や就労における男女平等の推進	47
重点目標(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	53

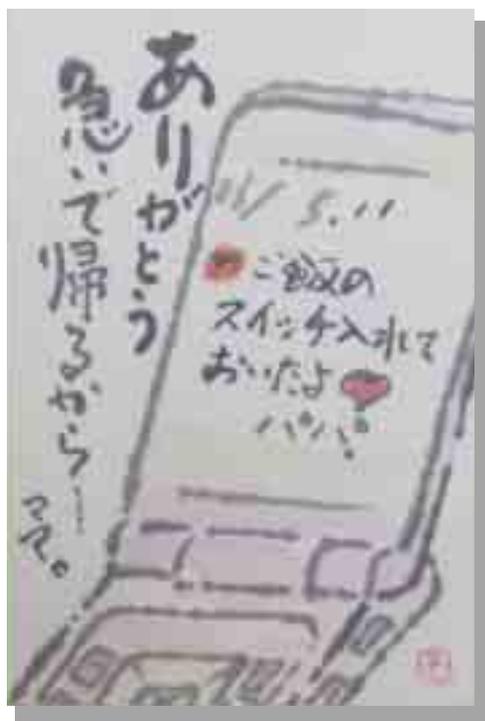
基本目標 4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備	60
重点目標 (1) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	61
重点目標 (2) 様々な困難を抱える人々への支援	66
重点目標 (3) 女性などに対する暴力の根絶 (豊橋市 DV 対策基本計画)	72
基本目標 5 計画を推進する体制の整備	79
重点目標 (1) 推進する体制の整備	80
重点目標 (2) 男女共同参画センターの充実	83
指標・目標値一覧	87

参考資料

1 男女共同参画社会基本法	91
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	96
3 豊橋市男女共同参画推進条例	105
4 豊橋市男女共同参画審議会規則	109
5 豊橋市男女共同参画審議会 委員名簿	110
6 豊橋市男女共同参画推進会議設置要綱	111
7 豊橋市男女共同参画行動計画 策定経過	113
8 男女共同参画に関する施策の経過 (年表)	114
9 アンケート調査	118
10 パブリックコメント	118

第1章

プランの策定について



男女共同参画絵手紙展（平成24年度最優秀作品）

第1章 プランの策定について

1 策定の趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

国では、この「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」、平成17年に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。しかし、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいない現状があることに加え、人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まりや非正規労働者の増加、貧困や格差の拡大、国際化の進展など変化し続ける社会情勢を受け、さらに充実した取組につなげていくため、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

愛知県においても、このような社会経済情勢の変化や国の動向をふまえ、平成23年に「あいち男女共同参画プラン 2011－2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されています。

豊橋市では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成11年に「とよはし男女共同参画 2000年プラン」、その後、平成15年に「男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン 21～男女共同参画が奏でるパートナーシップ～」を策定し、全市を挙げて男女共同参画に関する取組を推進してきました。

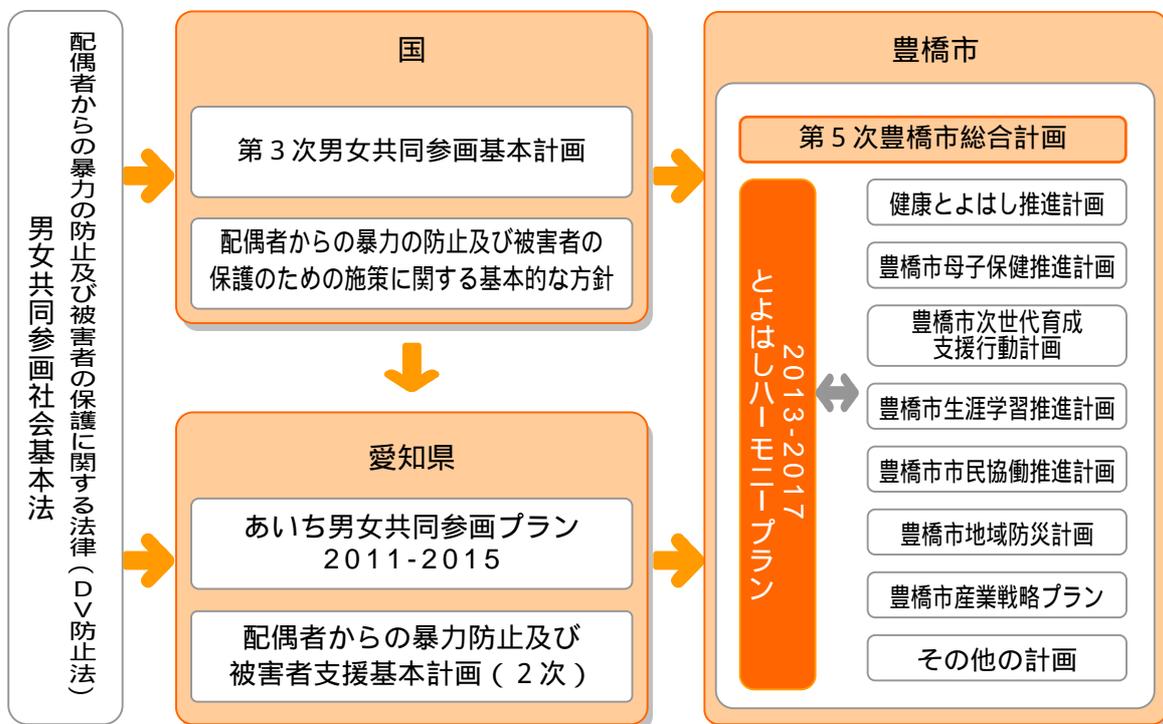
しかし、平成23年度に実施した市民意識調査では、依然として固定的性別役割分担意識*が根強く残り、家庭や職場、地域社会における男女共同参画の推進に対する取組の面で多くの課題がみられます。また、少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労形態に対するニーズの多様化などの問題は、豊橋市においても例外ではありません。「とよはしハーモニープラン 2013－2017」は「とよはしハーモニープラン 21」が平成24年度に計画期間が終了することをふまえ、社会情勢に応じた、新しい方向性を加え策定することとします。

*固定的性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を分担するのが当然とする固定的な意識。

2 プランの位置づけ

このプランは、「豊橋市男女共同参画推進条例」第 11 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

なお、「第 5 次豊橋市総合計画」を上位計画とし、そのほか関連諸計画との整合性を図って策定しています。



また、平成 19 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、第 2 条の 3 第 3 項に「市町村基本計画（DV^{*}基本計画）」の策定が努力義務として定められました。平成 20 年 1 月に国は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」において男女共同参画計画など内容が重複するものを見直しを行い「市町村基本計画（DV 基本計画）」とすることができるという考えを示しました。

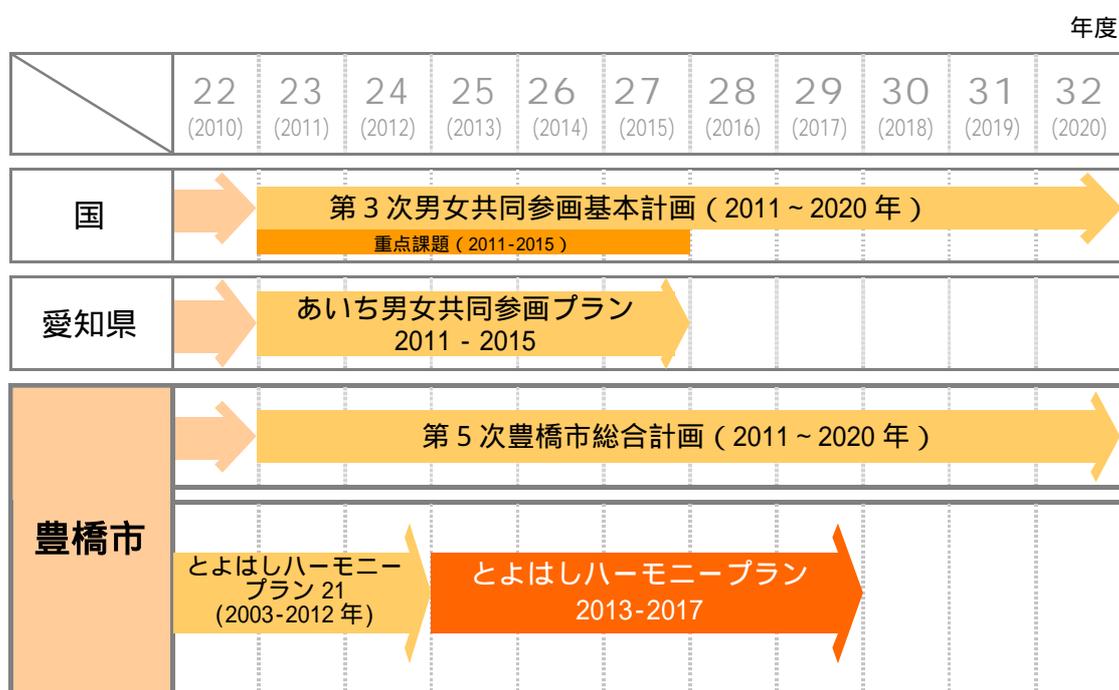
^{*}DV（ドメスティック・バイオレンス）：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。法律上は「配偶者からの暴力」という言葉を使用し、身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。「配偶者」には「事実婚」を含み、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含む。

県は平成 20 年 3 月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」において、各市町村でのDV基本計画策定の促進を重点目標に掲げています。

豊橋市においては、前計画の中でDVに関する各種施策は実施してきましたが、国・県の動向をふまえ、このプランでは「基本目標 4 重点目標(3)女性などに対する暴力の根絶」を「市町村基本計画（DV基本計画）」として位置づけます。

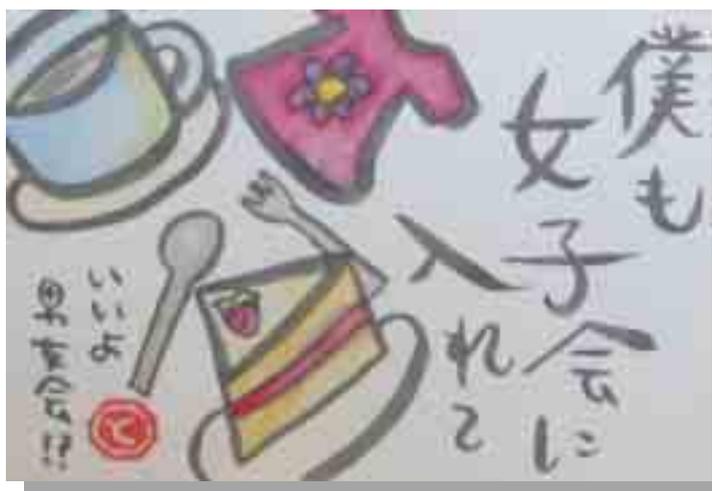
3 プランの期間

平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 年間とします。
 なお、期間内でも社会情勢や市民意識の変化などに応じ見直しを行います。



第2章

豊橋市の現況



男女共同参画絵手紙展（平成23年度最優秀作品）

第2章 豊橋市の現況

1 人口の状況

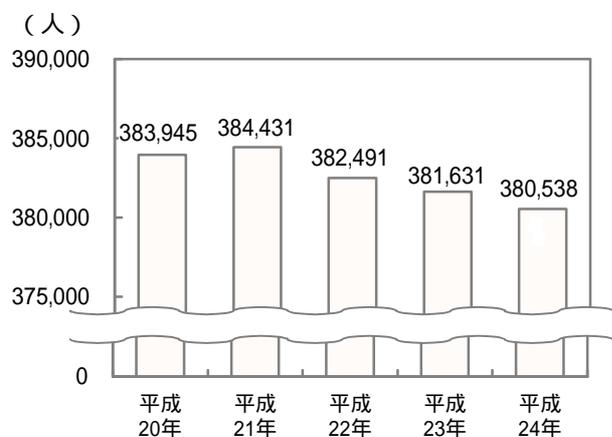
総人口 …住民基本台帳（平成24.4.1現在）（ ）内は平成20年比

380,538人（3,407人減）

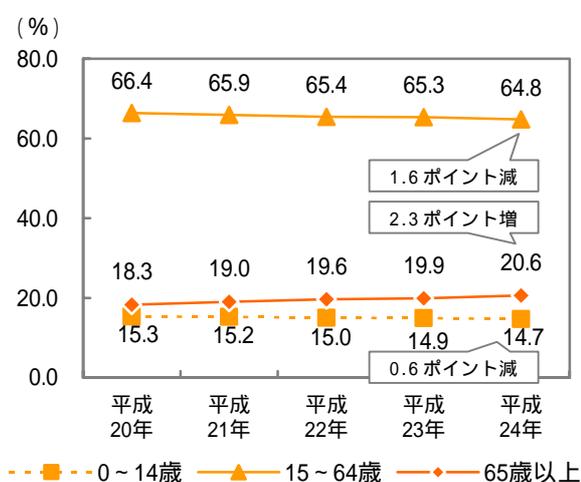
総人口は平成21年度以降、緩やかに減少しています。

年齢3区分別人口構成比は0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）の割合が減少し、65歳以上（高齢者人口）が高くなっています。

総人口の推移



年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第4章 重点目標と施策

2 世帯の状況

世帯総数 …国勢調査（平成22年）（ ）内は平成2年比

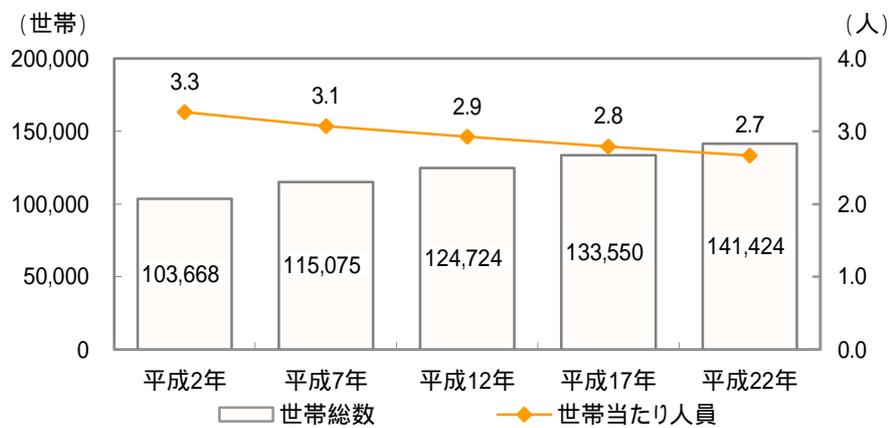
141,424 世帯（37,756 世帯増）

世帯人口 …国勢調査（平成22年）（ ）内は平成2年比

2.7 人（0.6 人減）

世帯数は平成2年以降増加し、世帯あたりの人口は減少しています。

世帯総数と世帯人員の推移



資料：国勢調査

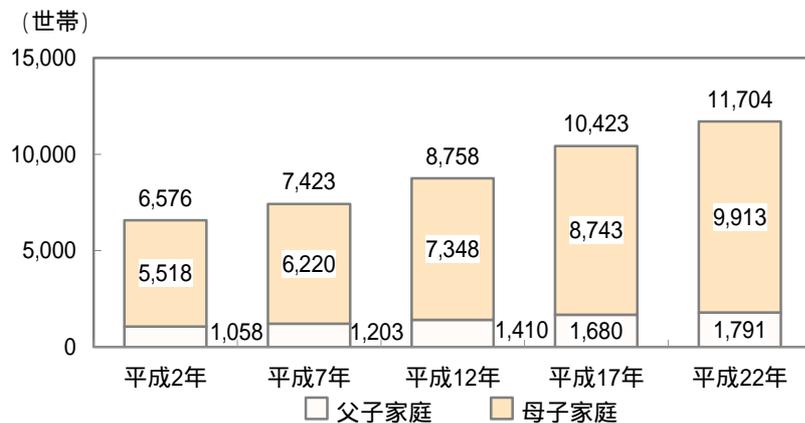
ひとり親家庭 …国勢調査（平成22年）（ ）内は平成2年比

母子家庭 9,913 世帯（4,395 世帯増）

父子家庭 1,791 世帯（733 世帯増）

ひとり親家庭は増加を続け、特に母子家庭でその傾向が高くなっています。

ひとり親家庭の推移



資料：国勢調査

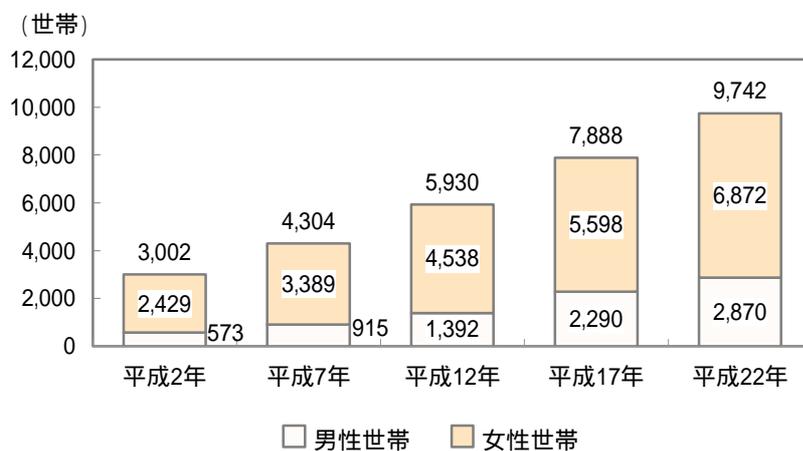
高齢者単身世帯 …国勢調査（平成22年）（ ）内は平成2年比

女性世帯 6,872 世帯（4,443 世帯増）

男性世帯 2,870 世帯（2,297 世帯増）

高齢者単身世帯は増加を続け、女性の平均寿命が高いこともあり、高齢者女性の単身世帯が増加しています。

高齢者単身世帯の推移



資料：国勢調査



3 就業状況

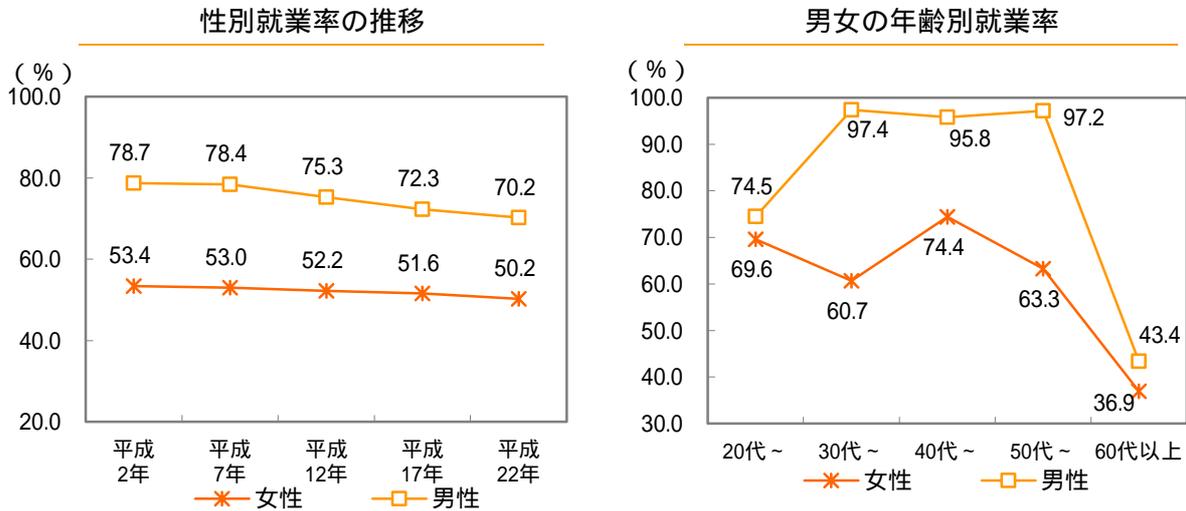
性別就業率 …国勢調査（平成 22 年）（ ）内は平成 2 年比

男性 70.2%（8.5 ポイント減）

女性 50.2%（3.2 ポイント減）

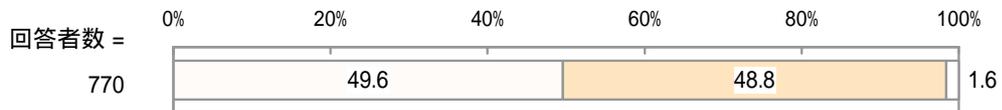
就業状況は平成 2 年以降、男女ともに減少し続け、特に男性の低下が著しくなっています。

女性の年齢別就業率では、30～39 歳の就業率が一旦落ち込む「M字カーブ」を描いています。



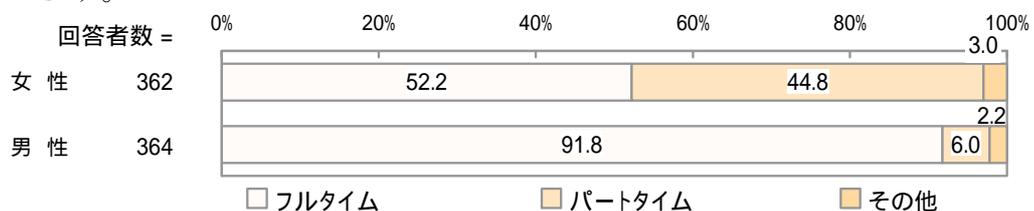
家庭における就労状況 …市民意識調査（平成 23 年）

家庭における就労状況では約半数が共働きをしています。



性別就労形態 …市民意識調査（平成 23 年）

性別就労形態では男性に比べ、女性は極端に非正規雇用（パートタイム）が多くなっています。

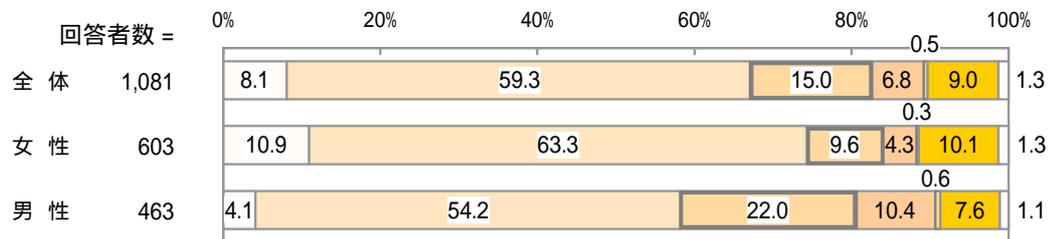


4 市民の意識

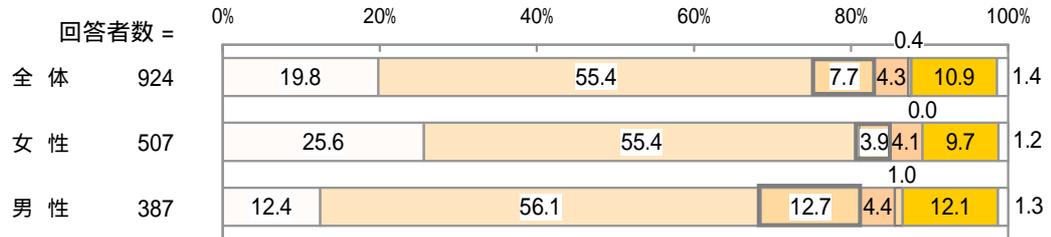
平成 13 年度調査と比較すると「平等である」の割合は緩やかに増加しています。

社会全体の男女の地位評価

【平成 23 年度調査】



【平成 13 年度調査】



- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

第3章

プランの基本的な考え方



男女共同参画絵手紙展（平成22年度最優秀作品）



第3章 プランの基本的な考え方



男女共同参画社会の実現をめざして

このプランは、豊橋市における男女共同参画社会の実現を目的としています。男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画社会基本法に示されたように、

- ①男女が社会の対等な構成員であること
- ②自らの意思によって社会のあらゆるところに参画できること
- ③男女が均等に利益を享受できること
- ④男女が共に責任を担うこと

などの条件を克服しなければなりません。つまり、男女の人権が尊重され、あらゆるところに参画することができ、その利益も、責任もともに分かち合えるようになる必要があります。

こうした、男女共同参画社会の実現を阻む要因には、社会の仕組みや制度が男性優位であることとともに、人々の意識の問題があげられます。人々の意識の根底に存在する古くからの考え方のうち、「男は仕事、女は家庭」というような性を根拠とする意識や判断基準などは、肉体的な性と区別して社会的・文化的性差（ジェンダー）と呼ばれています。

この考え方は、「男はこう生きるもの」、「女はこうあるべき」というように、個性よりも性を重視し、さまざまな形で人の生き方を固定化します。そして、こうした考え方は、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。

第1章 策定について
第2章 豊橋市の現況
第3章 基本的な考え方
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
第4章 重点目標と施策

豊橋市では男女がいきいきと暮らせるまちづくりをめざし、平成 16 年に「豊橋市男女共同参画推進条例」を制定しました。

このプランでは、人々の意識の啓発を中心としながら、社会のあらゆる場に男女がともに参画できるような環境づくりを進め、「男女共同参画が奏でるパートナーシップ」により、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

< 豊橋市男女共同参画推進条例における基本理念 >

1. 男女の個人の人権が尊重されること
2. 性別による固定的な役割分担意識が男女の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮されること
3. 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針決定、計画立案に参画する機会が確保されること
4. 男女が相互協力と社会支援の下、家庭生活とその他の活動が両立できるよう配慮されること
5. 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに生涯を通じて健康的な生活を送ることができるようになること
6. 国際的な理解と協力の下で男女共同参画の推進が行われること

(豊橋市男女共同参画推進条例から要約)

2 プランの基本目標

男女共同参画社会の実現をめざして、このプランの基本目標を次のように設定します。なお、このプランでは、設定した5つの基本目標を推進するため、第4章で基本的な施策を掲げます。

1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

人権尊重の視点から、啓発活動や学習機会を充実し、市民の男女共同参画意識を高めます。

2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

行政や企業等の方針決定の場や、地域活動など、社会のあらゆる分野において男女が共同参画することを促していきます。

3 男女が働きやすい環境づくり

就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実をめざします。

4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備

保健や福祉のサービス充実等により、生涯を通じて健康で、安心して生活できる環境の整備を進めます。

5 計画を推進する体制の整備

このプランの推進体制を確立するとともに、施策の推進体制を強化します。

第1章
策定について

第2章
豊橋市の現況

第3章
基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

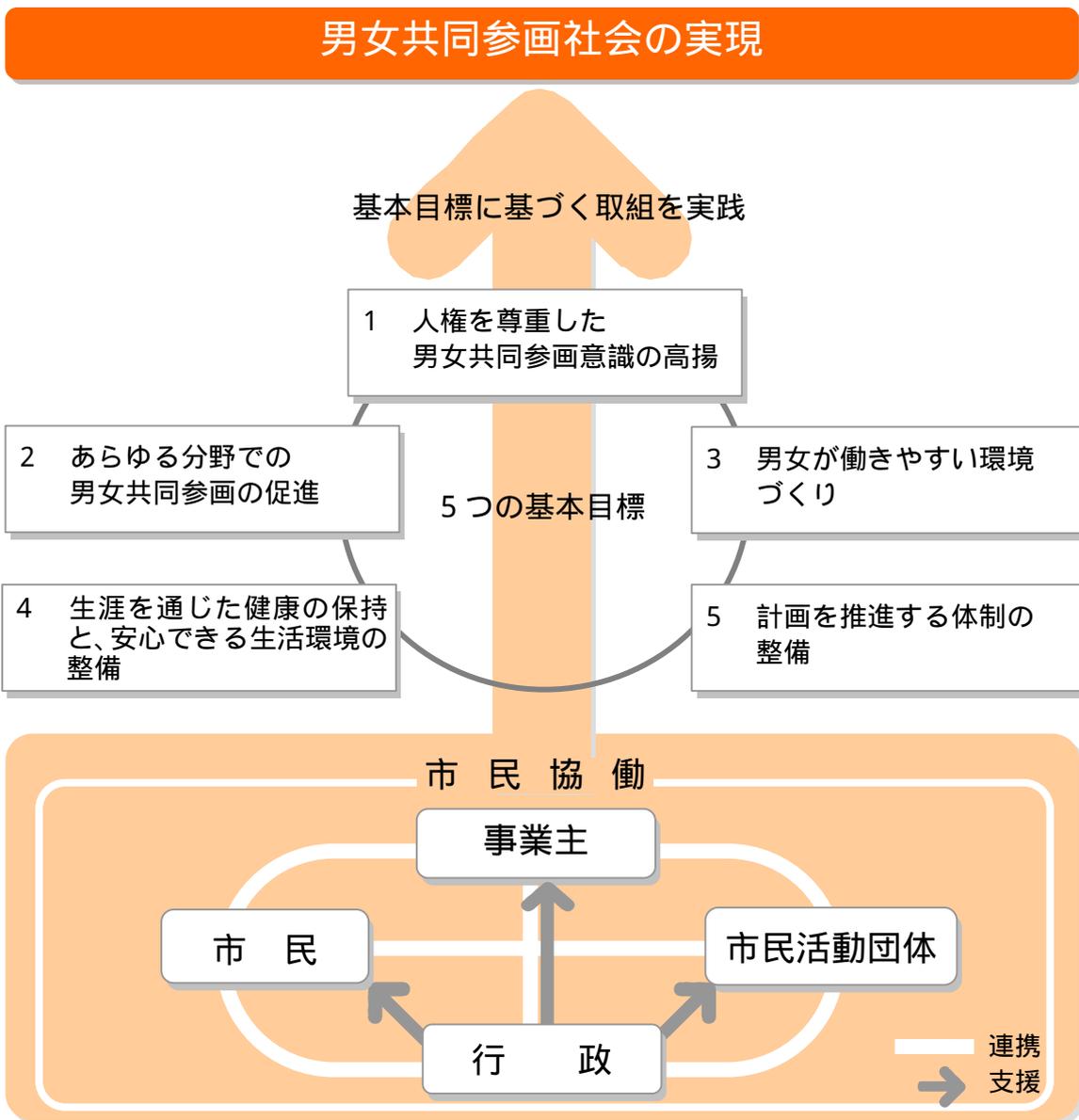
基本目標5

第4章
重点目標と施策

3 プランの推進イメージ

施策の推進にあたっては、行政、市民、事業主、市民活動団体などがそれぞれの役割を明確にし、相互に連携して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するものとします。

市民協働による男女共同参画の推進イメージ



第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

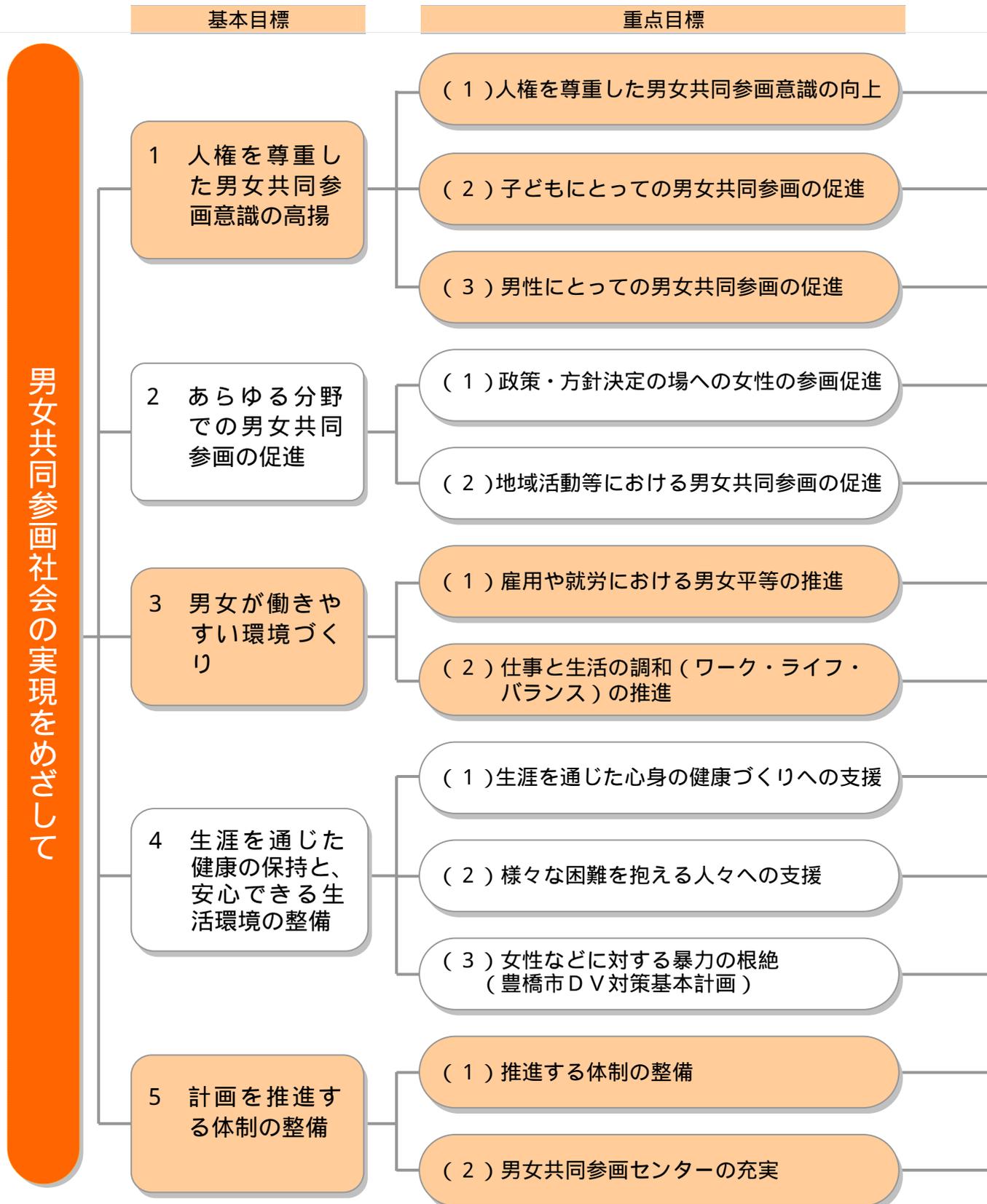
基本目標4

基本目標5

第4章 重点目標と施策



4 プランの体系



基本的な施策	
男女共同参画の視点にたった、習慣や制度の見直しの促進 男女共同参画を推進する学習機会の充実	
子どもの男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域における教育の充実 学校における男女共同参画教育の推進	
男性の男女共同参画意識の高揚に向けた啓発 男性の家庭生活、地域生活への参画支援	
女性の登用の促進 人材育成と能力の活性化	
あらゆる人が参加できる地域活動の推進 地域活動における人材育成の促進 責任者への女性の登用等の促進	
雇用や就労における男女平等の推進 男女が就労し続けるための支援 農林水産業、自営業における男女共同参画の推進	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進 子育ての支援体制の整備・充実 介護の支援体制の整備・充実	
年齢に応じた健康づくりの推進 男女の性の理解と性差を踏まえた健康づくりの推進、女性の自己決定権の啓発 安心して出産できる体制の整備	
障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の安定と自立支援の充実 貧困等生活上の困難に対する支援の充実	
DV防止のための啓発活動の推進 安心して相談できる体制の整備 DV被害者への自立支援の充実	
庁内推進体制の強化 市・市民・事業主等との協働によるプランの推進	
男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実 自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進	

第1章 策定について	
第2章 豊橋市の現況	
第3章 基本的な考え方	
基本目標1	第4章 重点目標と施策
基本目標2	
基本目標3	
基本目標4	
基本目標5	

第4章

プランの重点目標と施策



男女共同参画絵手紙展（平成21年度最優秀作品）

第4章 プランの重点目標と施策

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

人権尊重の視点から、啓発活動や学習機会を充実し、市民の男女共同参画意識を高めます。

重点目標（1）人権を尊重した男女共同参画意識の向上

男女共同参画社会を実現するため、一人ひとりが男女の人権を尊重し、男女共同参画意識を持ち、生活のあらゆる場面において性別にかかわらず能力を発揮できる環境整備を図ります。

重点目標（2）子どもにとっての男女共同参画の促進

人権を尊重した男女共同参画意識を育てるためには、子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、それぞれの個性や能力を発揮できるよう支援していくことが重要です。子どもたちが男女の違いを理解し、お互いを尊重しつつ、個性や能力を発揮できるよう、家庭及び地域、学校を通じて一層の男女共同参画教育を推進していきます。

重点目標（3）男性にとっての男女共同参画の促進

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であることについての理解を深め、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれず、生き生きとした生活を送ることができるよう、男性への啓発を進めます。



重点目標（１）人権を尊重した男女共同参画意識の向上

現状

- 社会全体の男女の平等感は依然として「男性の方が優遇されている」と評価する人が多く、特に「職場」や「しきたりや慣習」で不平等感が強く残っています。
- 男女共同参画に関する用語の周知度をみると、DV防止法について7割以上が「言葉は知っている」が、「内容を知っている人」は2割に達していません。

課題

- 人権尊重の意識をさらに高めていくためには、特にしきたりや慣習・制度の見直しを推進するための啓発活動が必要です。
- 男女共同参画への意識を向上させるため、市民の関心を高め、周知度を上げるための学習機会の充実が必要です。

基本的な施策

- 男女共同参画の視点にたった、慣習や制度の見直しの促進
- 男女共同参画を推進する学習機会の充実

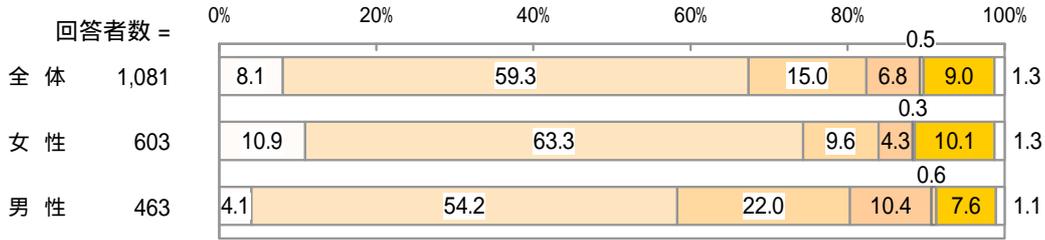
指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017 基本目標 1 重点目標（１）

啓発活動や学習機会の充実を図り、男女共同参画意識の高揚をめざします。

指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
固定的性別役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）人の割合	H23年度	33.3%	H29年度	50.0%	市民協働推進課
社会全体でみた男女の地位において、男女平等であると感じる人の割合	H23年度	15.0%	H29年度	18.0%	市民協働推進課

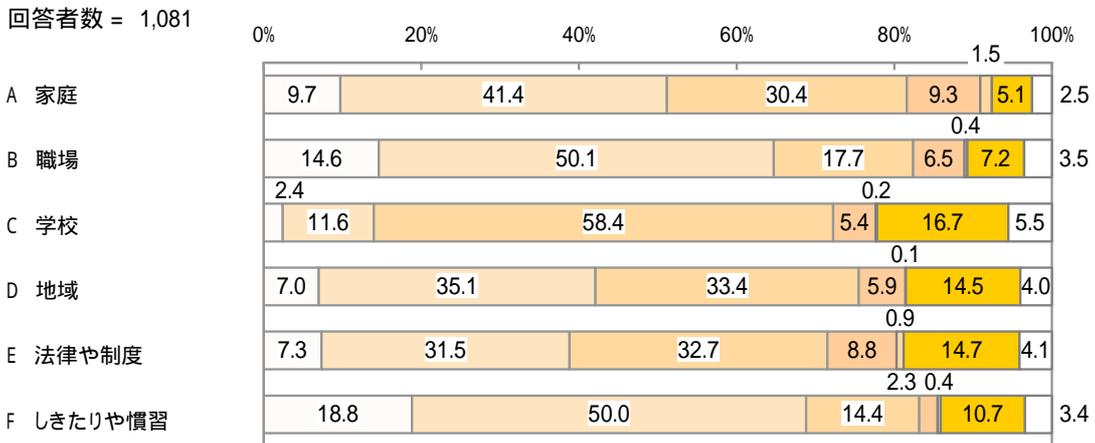
社会全体の男女の地位評価



- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

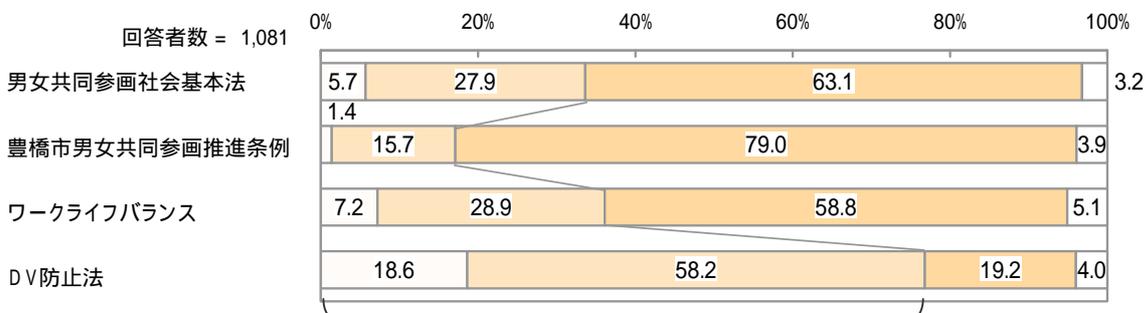
各場面および分野の男女の地位評価



- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

用語の周知



「知っている」と回答した人

- 内容を知っている
- 言葉は知っている
- 知らない
- 無回答

資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

基本的な施策 男女共同参画の視点にたった、習慣や制度の見直しの促進

広報紙や地元放送局などあらゆる媒体を活用し、人権尊重意識の醸成を推進するとともに、社会制度や慣行の見直しにつながる身近で実践的な啓発活動を推進します。

事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画啓発紙の発行	男女の参画意識の向上を図るため、啓発紙「花づな」を発行し、全世帯に配布する。	市民協働推進課
男女共生フェスティバルの開催	行政・市民・事業主・市民活動団体が連携し、男女共同参画意識の向上を目的としたイベントを開催する。	市民協働推進課
広報紙による啓発	「広報とよはし」に男女共同参画に関する特集を掲載し、広く市民へ周知する。	市民協働推進課
男女共同参画意識の向上を図るイベントの開催	男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）や男女共同参画月間（10月）に合わせて、男女共同参画意識を高めることを目的としたイベントを開催する。	市民協働推進課
地元放送局と連携した広報活動の推進	ケーブルテレビやFMラジオ局のスポット放送などにより、各分野における男女共同参画の取組などを市民に周知する。	市民協働推進課

基本的な施策 男女共同参画を推進する学習機会の充実

市民一人ひとりの男女共同参画意識を醸成するため、性別や年齢にかかわらず男女共同参画社会に関する教育・学習の機会を提供し、その充実を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画意識の向上を図る講座の開催	男女共同参画意識の向上を目的とした市民向け講座を開催し、男女の意識と資質の向上を図る。	市民協働推進課
地域における人権啓発の推進	地域における人権啓発として、人権擁護委員などと連携し出前講座を実施し、人権擁護への理解を促す。	福祉政策課
生涯学習講座の実施	市民の学習ニーズに対応したテーマ、参加しやすい魅力ある企画など、生涯学習講座を開催する。	生涯学習課
生涯学習情報の提供	生涯学習情報をインターネットで配信する。また、その情報をもとに「生涯学習情報紙」を発行し、市民に無料配布する。	生涯学習課

男女共同参画標語 <平成24年度 一般の部>

【最優秀賞】

親の背を 見ながら育つ 子どもたち
見ていてくれよ イクメンのパパ

【優秀賞】

男女共同参画 明日を進む 羅針盤
お互いが お互いを支え合う 心地よさ
『やってみれば?』の一言が 私の世界を
広げてくれたよ 皆に感謝!



重点目標（２）子どもにとっての男女共同参画の促進

現状

- 「性別にとらわれず、個性を尊重するのがよい」と考える市民が7割近くいますが、2割強の市民が「男の子らしく、女の子らしく育てるのがよい」と考えています。
- 男女平等の人間関係をつくるため、学校教育の場では「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」ことを必要と考える市民が半数以上を占めています。

課題

- 子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮し、成長していくことができるように、家庭教育及び地域における教育の充実を図る必要があります。
- 子どもたちが男女の違いを理解し、お互いを尊重しつつ、個性や能力を発揮できるよう、学校教育において男女共同参画を促進する必要があります。

基本的な施策

- 子どもの男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域における教育の充実
- 学校における男女共同参画教育の推進

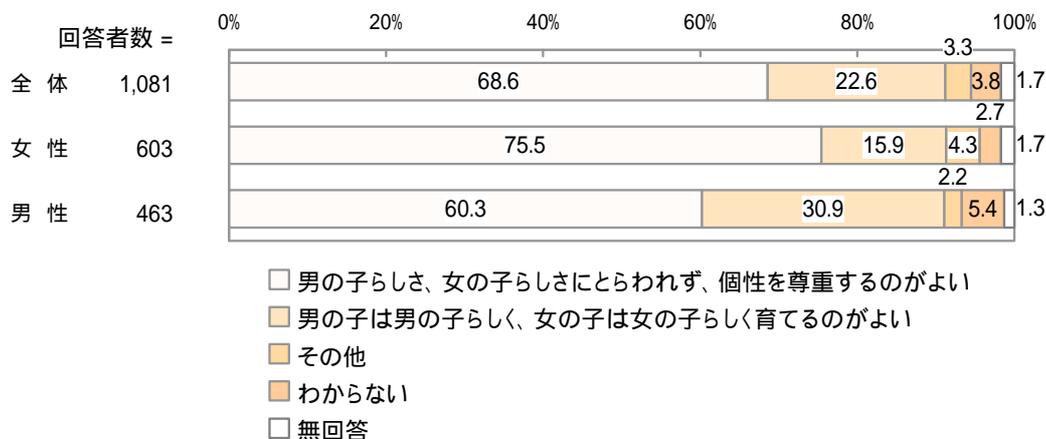
指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017 基本目標 1 重点目標（２）

家庭・地域・学校における教育の充実を図り、子どもの男女共同参画意識の醸成を図ります。

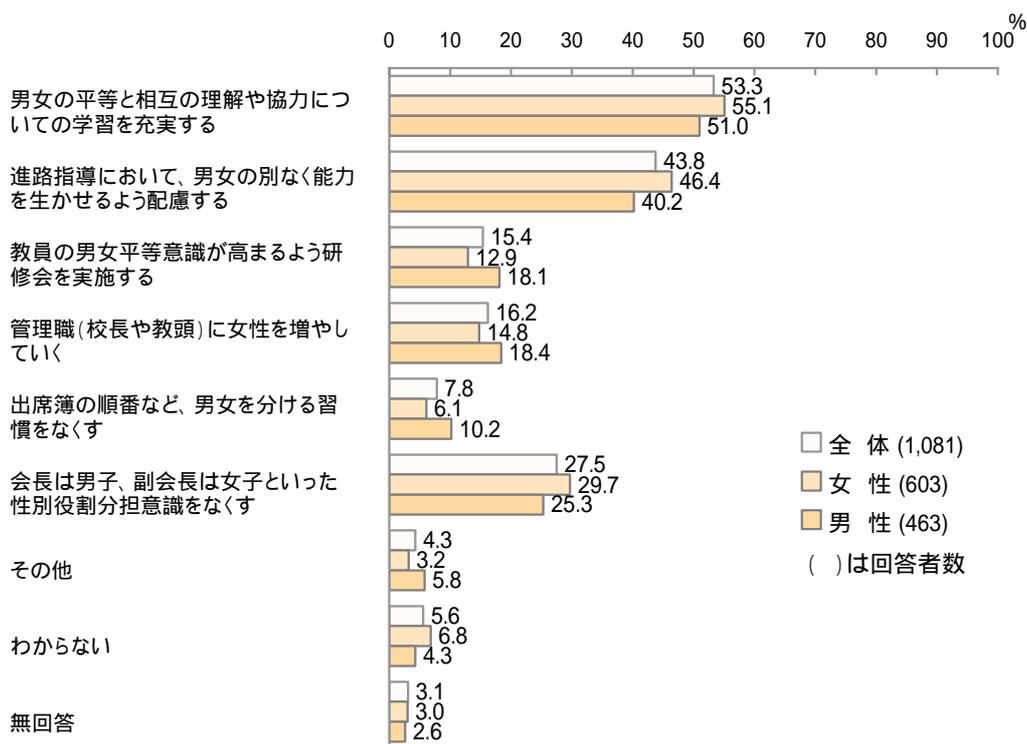
指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
子育てにおいて「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重するのがよい」と考える人の割合	H23年度	68.6%	H29年度	72.0%	市民協働推進課
小・中学校における人権教育の実施	H23年度	小学校8校 中学校7校	H29年度	小学校 延べ42校 中学校 延べ35校	福祉政策課

子育てについての考え方



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成23年）

男女平等の人間関係をつくるため学校教育の場で必要なこと



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成23年）

基本的な施策 子どもの男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域における教育の充実

男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような子どもの人格形成が図られるよう、子どもの人格形成に最も影響を与える家庭や、それをとりまく地域において男女共同参画意識を醸成する教育の機会を充実します。

事業名	事業の概要	担当課
ボランティアに関する出前講座の実施	地域で市民活動を行っている事例を紹介する。	市民協働推進課
保育園・幼稚園における人権教育の推進	保育園・幼稚園における人権教育として、人権擁護委員と連携し、紙芝居などを活用した出前講座を実施し、園児や保護者への理解を促す。	福祉政策課
高校生仕事体験プログラムの実施	職人や技術者など、プロの仕事人から職業の楽しさ、働くことの大切さを学ぶ高校生向け仕事体験プログラムを実施する。	こども未来館
こども未来館への運営参画の実施	中学生・高校生がイベントのスタッフとして参加し、事業内容の検討から参画するなど市民協働による運営を推進する。	こども未来館
保育士向け人権教育研修の開催	保育士を対象に、人権教育など男女共同参画に関する研修を開催する。	保育課
家庭教育講座の実施	家庭の教育力向上を図るため、子どもを持つ親や親子を対象に家庭教育に関する学習機会を提供する。	生涯学習課
地域における教育活動の推進	校区市民館等を中心に、地域ぐるみで子どもを育む活動を実施する。	生涯学習課

基本的な施策 学校における男女共同参画教育の推進

子どもの発達段階に応じて、学習指導の中で人権尊重や男女の違いの理解、相互協力意識を育て、実践するための教育を充実します。また、子どもへの男女共同参画教育を推進するため、教職員の男女共同参画に対する理解の促進を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
学校への男女共同参画の出前講座の実施	市内の小・中学校からの依頼に基づき、市の職員が学校へ出向き講座を開催する。	市民協働推進課 学校教育課
児童及び保護者への啓発パンフレットの作成	児童及び保護者に対して、男女共同参画について正しい理解を促すよう、パンフレットを作成し配布する。	市民協働推進課
子どもへの福祉教育の推進	福祉に関する教育冊子を作成し、市内中学校に配布する。また、市民を講師とする小・中学校へ出前講座を実施し、福祉に対する理解とボランティア意識の向上を図る。	福祉政策課
学校における人権教育の推進	小・中学校における人権教育として、人権擁護委員と連携し、出前講座や人権講話を実施し、児童・生徒や保護者への理解を促す。	福祉政策課
人権に関する学習機会の提供	小・中学校での道徳教育を中心に推進を図る。県教育委員会の道徳教育総合推進サイトへの積極的な活用も行う。	学校教育課
混合名簿の実施	小・中学校の実情に応じて、男女混合名簿の実施について働きかける。	学校教育課
教員向け人権教育講座の開催	中堅教員（11年目）研修中の人権教育で講義を開催する。	学校教育課
人権教育指導者研修会へ教員等の派遣	人権教育指導者研修会へ市内小・中学校の教員とPTA役員を1名ずつ派遣する。	学校教育課
性教育の実施	保健や特別活動の授業で「保健体育」教科書や「性教育の手引き」を使用して授業実践をする。	学校教育課
キャリア教育の推進	小学校3年のいきいき体験活動や中学校2年の職場体験学習を中心に、教育課程にキャリア教育のプログラムを位置づけ、系統的に取り組み、職業観を育成する。	学校教育課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1(2)

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第4章 重点目標と施策



重点目標（３）男性にとっての男女共同参画の促進

現状

- 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、男性では肯定的な人の割合が高く、女性は否定的な人の割合が高くなっています。
- 男性が育児や介護で休みをとらない理由については、「職場の理解が得られない」、「仕事の量や責任が大きい」、「取得後の職場復帰への不安がある」などが大きな理由となっています。

課題

- 男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい社会であるとの意識啓発を進める必要があります。
- 男性が家庭生活や地域生活への参画を進める上で抱える問題を明らかにし、具体的な支援を行うことが求められます。

基本的な施策

- 男性の男女共同参画意識の高揚に向けた啓発
- 男性の家庭生活、地域生活への参画支援

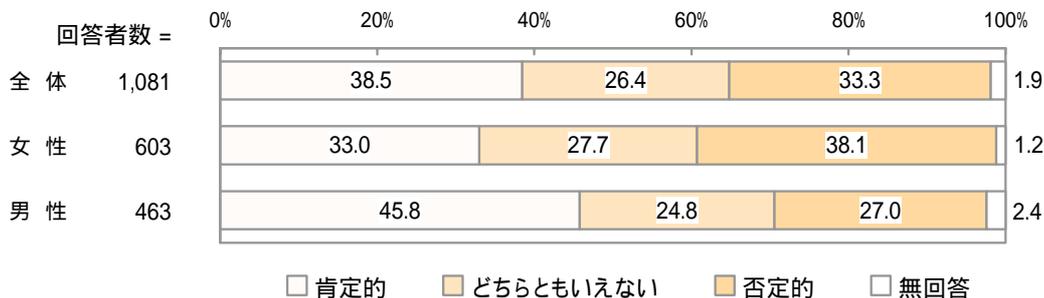
指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017 基本目標 1 重点目標（３）

男性の固定的役割分担意識を解消し、家庭や地域への参画を促進します。

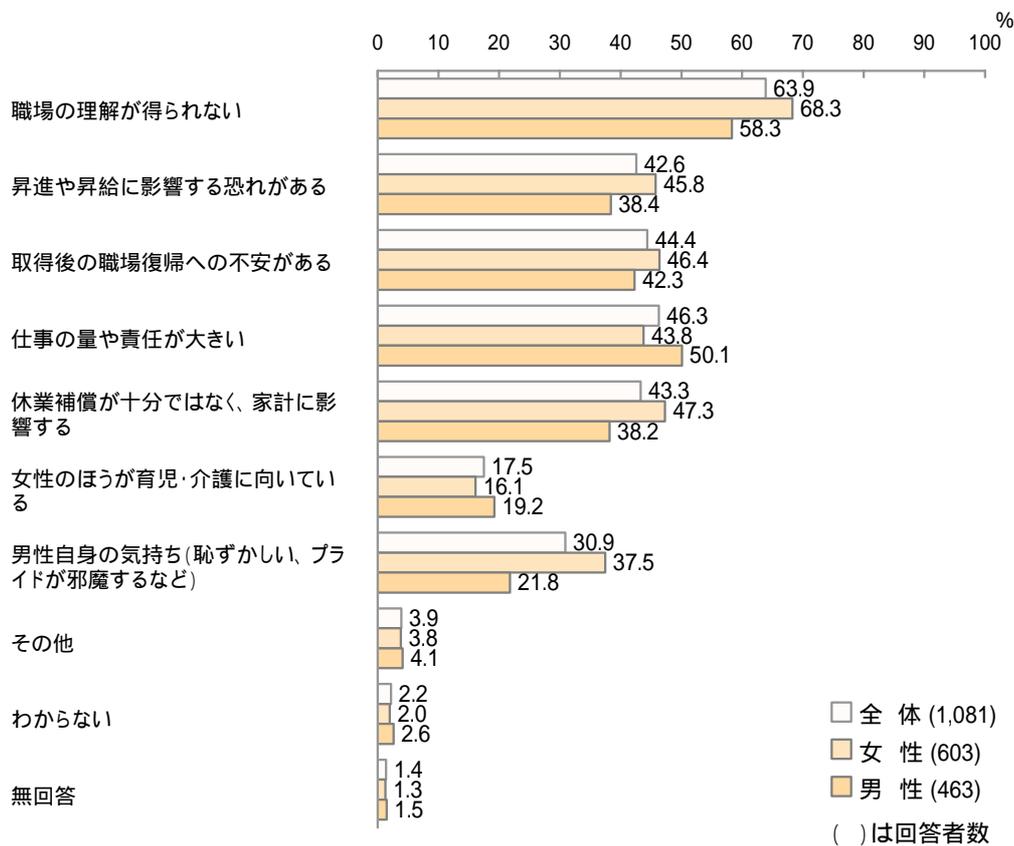
指標	現況		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
固定的性別役割分担意識に反対する（「どちらかといえば反対」を含む）男性の割合	H23 年度	27.0%	H29 年度	45.0%	市民協働推進課
市男性職員の育児参加休暇等の取得率	H23 年度	11.1%	H29 年度	50.0%以上	人事課

固定的性別役割分担意識



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

男性が育児休暇をとらない理由



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標 1 (3)

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

第4章 重点目標と施策

基本的な施策 男性の男女共同参画意識の高揚に向けた啓発

男性の固定的性別役割分担意識の解消や仕事優先の考え方の見直しに向け、男女共同参画の意義について男性の理解を深める啓発を進めます。

事業名	事業の概要	担当課
男性の男女共同参画意識の向上を図る講座の開催	男性への男女共同参画の啓発のため、男性向け講座を開催する。	市民協働推進課
男性の意識啓発を目的としたパンフレットの発行	男性に対して、男女共同参画について正しい理解を促すよう、パンフレットを作成し配布する。	市民協働推進課

男女共同参画標語 <平成 24 年度 中学生の部>

【最優秀賞】

男子女子 あってもいいのは トイレだけ

【優秀賞】

男女の輪 協力するたび 増えていく
活かそうよ 男女でちがう いいところ
いくめんも ママ友ランチ 参加する

基本的な施策 男性の家庭生活、地域生活への参画支援

男性の子育てや介護、地域活動などへの参画を促進するため、職場や地域での理解を深めるための支援を実施します。また、固定的性別役割分担意識に基づくプレッシャーなどにより、仕事や経済的な悩みを抱えやすい男性のための相談等支援体制を充実します。

事業名	事業の概要	担当課
市男性職員の育メン参画支援	仕事と子育て両立のためのハンドブックなど利用し、男性育休経験者の体験談を掲載し、男性の育休取得を啓発する。	人事課
市男性職員の育児・介護休暇取得への理解促進	上記ハンドブックや人事課からの休暇に関する通知にて、育児・介護関連休暇の取得を呼び掛け、職場内と本人の理解を促進する。	人事課 市民協働推進課
男性のための相談窓口の開設	「仕事」、「子育て」、「家庭」、「職場や地域での人間関係」などで悩みを抱える男性のための相談窓口を開設する。	市民協働推進課
高齢男性の地域活動への参画	老人クラブ活動の推進や豊橋市シルバー人材センターの支援などを通して、地域に参加するきっかけづくり、仲間づくり、学習の場の提供、多様な世代との交流の場の提供を推進する。	長寿介護課
男性の育児休暇取得を推進する中小企業への支援	男性の育児休暇取得を推進する中小企業を対象とした支援策を検討し、男性の育児への参加を促進する。	市民協働推進課 子育て支援課 商工業振興課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1(3)

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第4章 重点目標と施策

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

行政や企業等の方針決定の場や、地域活動など、社会のあらゆる分野において男女が共同参画することを促していきます。

重点目標（1）政策・方針決定の場への女性の参画促進

少子高齢化が進行する中、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を築くためには、性別や年齢にかかわらず、多様な人材が協働して社会の担い手となることが重要です。女性の参画を拡大するなど、行政・地域・職場などで連携して、産業、環境、防災、まちづくりなどあらゆる分野の政策・方針決定の場において男女共同参画を推進します。

重点目標（2）地域活動等における男女共同参画の促進

地域のつながりの希薄化が指摘される現代においては、男女がともに協力し合い、地域活動を担うことが求められます。これまで以上に地域活動への参加意識を高めるとともに、地域や職場との連携により男女が参加しやすい環境づくりを進めます。



重点目標（１）政策・方針決定の場への女性の参画促進

現状

- 豊橋市における女性の政策方針決定過程への参画状況は、各種審議会等への女性の登用率が30.6%、市職員における女性管理職の割合は6.1%、主査職の割合は16.3%に留まっています。
- 市民意識調査結果では、男女が協力して意思決定を行えるようにするために必要なこととして「男性と女性が協力し合う意識を高める」ことを約7割の市民が求めています。

課題

- 政策・方針決定の場において女性の参画を拡大し、男女がともに協力し、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 男女が協力して意思決定を行えるようにするために、男女の協力意識を高めるほか、女性の意識改善や人材育成を進める必要があります。

基本的な施策

- 女性の登用の促進
- 人材育成と能力の活性化

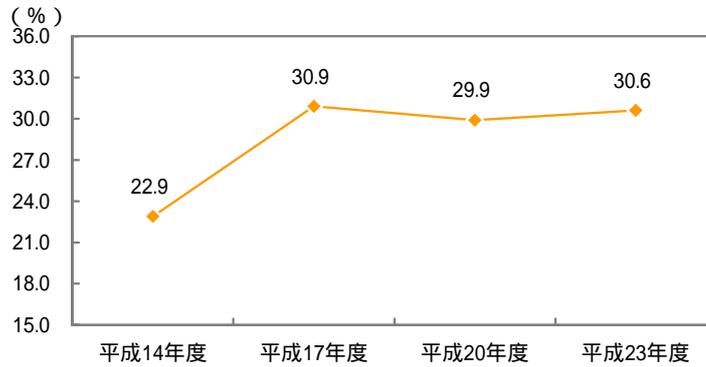
指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標2 重点目標（１）

女性の意識改善や人材育成を図り、政策及び方針決定の場への参画を促進します。

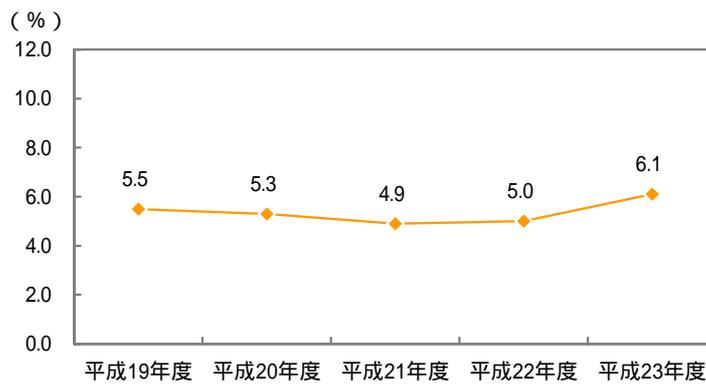
指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
市の審議会等に占める女性委員の割合	H23年度	30.6%	H29年度	35.0%	市民協働推進課
市職員の管理監督者に占める女性の割合	H23年度	6.1%	H29年度	10.0%以上	人事課
学校における女性教員の管理部門(校長・教頭)への登用	H24年度	17.0%	H29年度	18.0%以上	学校教育課

審議会等への登用率



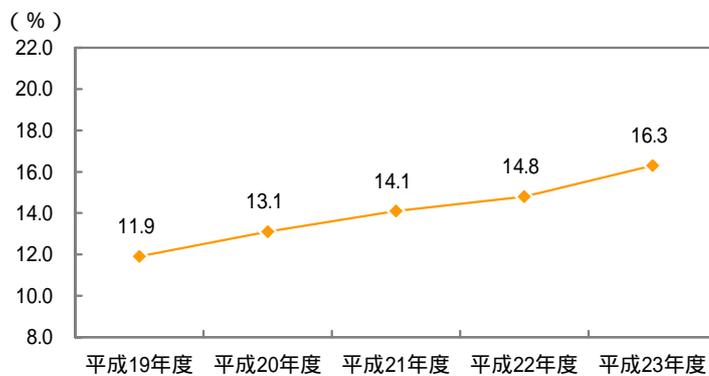
資料：豊橋市

市職員の管理監督者に占める女性の割合



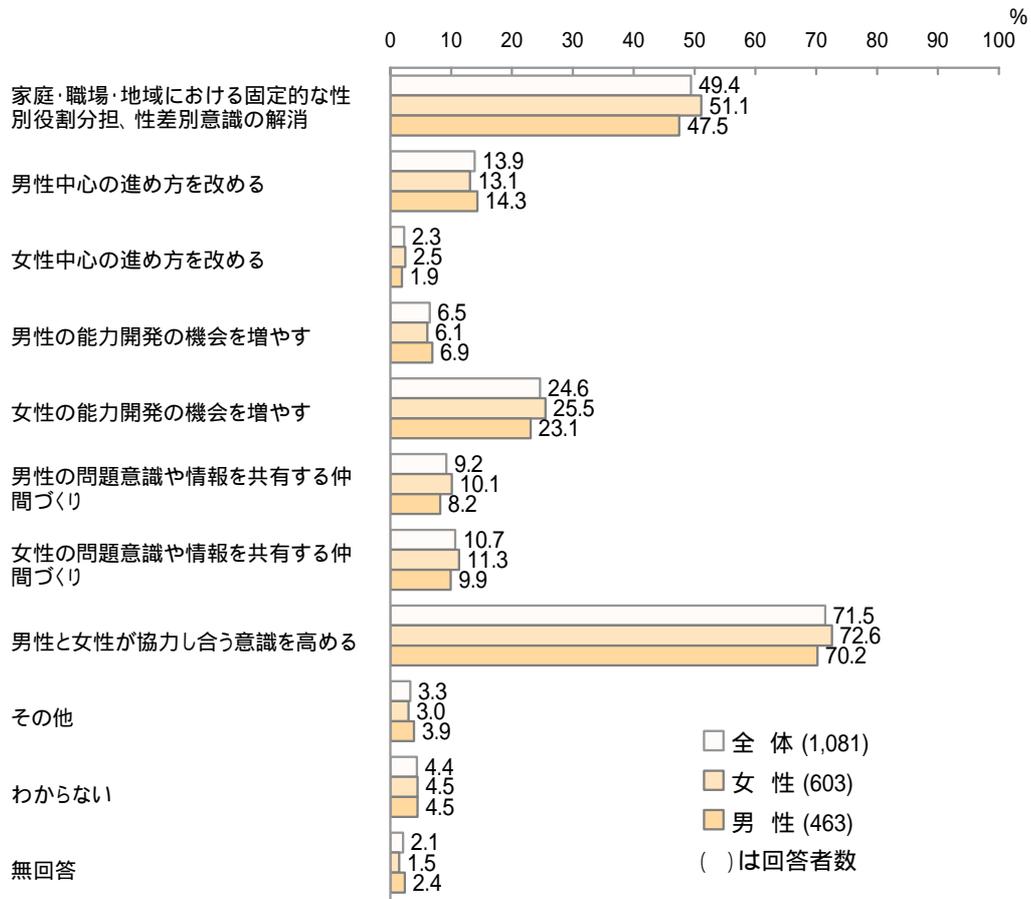
資料：豊橋市

市職員の主査職に占める女性の割合



資料：豊橋市

男女が協力して意思決定を行えるようにするために必要なこと



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

男女共同参画標語 <平成 23 年度 一般の部>

【最優秀賞】

区別なく やってみればいいじゃん！

いえ しごと みんなの笑顔につながるよ

【優秀賞】

出来る時に 出来る人が 出来る事を

認め合い 能力生かして 共同参画

良き夫婦 互いに感謝し みな笑顔

基本的な施策 女性の登用の促進

各分野で活躍する女性の発掘や人材情報の提供を進め、市の各種審議会等への女性の登用を促進します。また、男女ともに幅広い分野での職務経験を進めるとともに女性の職域拡大を図り、男女の意見を政策に反映できる仕組みづくり、能力を発揮できる環境づくりを進めます。

事業名	事業の概要	担当課
防災会議へ女性委員の登用の促進	防災会議の委員として、市域の防災に関し、市の行うべき業務を中心として、地域内の関係機関との協力を含めた総合的な計画を定め、また市長に意見を述べるなどの際、女性の視点から政策・方針の決定を行う。	防災危機管理課
市女性職員の職域の拡大と育成	女性がさまざまな分野で活躍できるよう、女性の職域拡大を図りながらOJT手法を活用して人材育成し、女性管理職の登用に努めるとともに、女性が必要な能力を身に付けることができるよう職場環境を整備する。また、女性のキャリア形成に向けたロールモデルとなる登用を継続して行う。	人 事 課
市役所におけるハラスメント防止対策	男女がともに働きやすい職場環境を築くため、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなど幅広いハラスメントの防止及び相談体制を構築し、職員に周知を図るとともに正しい認識と理解を得るための研修を実施する。	人 事 課
市職員の休業者へのフォローアップ体制の整備	育児休業などで休業した職員のスムーズな職場復帰を図るため、休業中の連絡体制、能力開発などへのサポート体制の整備を図る。	人 事 課

事業名	事業の概要	担当課
市女性職員の登用計画の推進	女性の登用の必要性を庁内に周知し職員の意識改革を行うとともに、積極的なロールモデルの発掘を行うことで、女性の登用を進める。	人 事 課
市の附属機関等への女性の参画促進	附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱などに基づき、女性委員の参画を促進する。	市民協働推進課 行 政 課
女性人材リストの登録及び情報提供の促進	市内で活躍する女性のリストへの登録促進を図り、各種審議会委員の選定への情報提供に活用する。	市民協働推進課
女性委員登用状況の進捗管理の実施	女性登用を進めるため、庁内への人材情報の提供を行うなど周知を図るとともに、登用状況の進捗管理を継続的に実施する。	市民協働推進課
学校における管理職（校長・教頭）への女性登用の促進	男女の格差なく、管理職としての能力に秀でた人材を登用する。	学 校 教 育 課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2(1)

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第4章 重点目標と施策

基本的な施策 人材育成と能力の活性化

男女が政策・方針決定の場に参画するための能力を開発し、女性自身の意識や行動の改革を促すため、参画・学習機会の充実を図るとともに女性団体・グループへの支援を図り、新たな人材育成に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
市長との懇談会の実施	市長との懇談会において女性や中学生、自治会員などが意見や考え方を示し、意見交換などを通して市政に対する理解を深める。また、行政側は市民ニーズの施策への反映を図る。	広報広聴課
消費者活動への支援	消費生活の改善に意欲を持つ消費者団体等グループに対し、講座などを開催するとともに、各団体の交流と消費者意識の向上を図る。	安全生活課
男女共同参画推進セミナーの実施	男女共同参画社会の担い手となる人材を育成するため、男女を対象にセミナーを開催する。また、セミナー修了生をネットワークャーとして登録し、協働して男女共同参画を地域に広げる活動を行う。	市民協働推進課
女性団体・グループへの支援	女性団体・グループの会員を対象に、指導者として必要な知識を学習する機会を提供するとともに、研修会や会議などでの情報交換を通して活動の活性化を図る。	市民協働推進課
豊橋女性団体連絡会への活動支援	市内の女性団体・グループで組織する団体連絡会の男女共同参画社会実現への取組に対して研修会の実施等、活動支援を行う。	市民協働推進課



重点目標（２）地域活動等における男女共同参画の促進

現状

- 市民が参加している地域活動をみると、何らかの活動に「参加している人（「参加していない」、「無回答」を除く）」は39.4%で、性別でみると、「防災活動」は女性よりも男性の割合が高くなっています。
- 家庭・仕事・地域活動との関係では、現状と希望で比較すると、「家庭生活と仕事をともに優先」、「家庭生活と仕事と地域活動をすべて優先」のどちらの回答も現状より希望のほうが上回っています。
- 豊橋市では近年、町内の自治会長への女性の就任が徐々にみられる中、平成23年度には初めての女性の校区自治会長が就任しています。

課題

- リーダーの不足や地域によって市民協働・男女共同参画意識への理解が異なっているため、地域において男女がともに活動に参加できるための継続的な支援が必要です。
- あらゆる分野で男女が地域活動に参加するため、参画機会の充実を図る必要があります。
- 地域活動において、女性の視点や能力を十分反映することができるよう、方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

基本的な施策

- あらゆる人が参加できる地域活動の推進
- 地域活動における人材育成の促進
- 責任者への女性の登用等の促進

指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017 基本目標 2 重点目標（２）

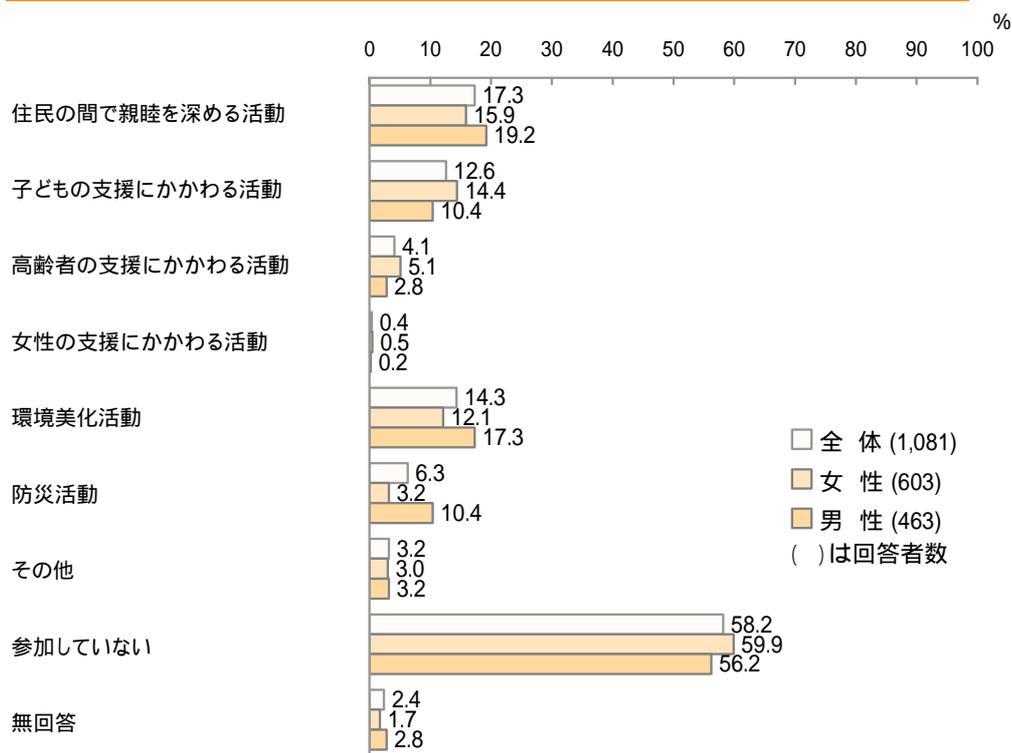
あらゆる分野・地域活動において活躍する、女性リーダーの育成・支援を図ります。

指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
自治会長に占める女性の割合	H24年度	3.5%※1	H29年度	10.0%	市民協働推進課
NPO 法人における女性代表者数	H24年10月	30.0%※2	H29年度	40.0%	市民協働推進課

※1 校区会長2人（51校区）、町会長15人（441町）

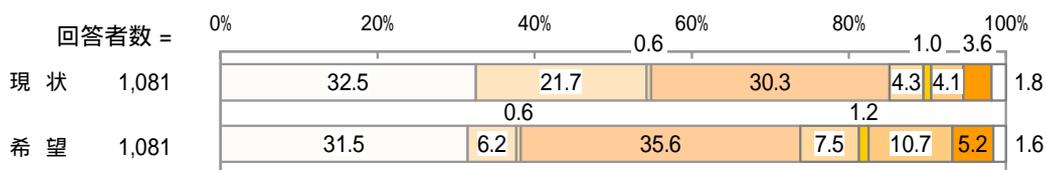
※2 22人（74団体）

参加している地域活動



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

家庭、仕事、地域の関係



- 家庭生活を優先している(したい)
- 仕事を優先している(したい)
- 地域活動を優先している(したい)
- 家庭生活と仕事をともに優先している(したい)
- 家庭生活と地域活動をともに優先している(したい)
- 仕事と地域活動をともに優先している(したい)
- 家庭生活と仕事と地域活動をすべて優先している(したい)
- わからない
- 無回答

資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

基本的な施策 あらゆる人が参加できる地域活動の推進

安全や環境などに配慮したまちづくりや、外国人との共生など住民に直結する様々な課題に対して、地域で暮らす一人ひとりが担い手となって地域活動に参画することにより、男女が共同して解決していくための意識の啓発を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
地域防犯活動の推進	防犯教育講座の開催や自主防犯団体等への防犯物品支援などにより地域の自主防犯活動を支援する。	安全生活課
交通安全活動への参加促進	年齢に応じた交通安全教育や交通安全行事への参加により、市民の交通安全意識を高める。また、地域の交通安全活動の支援を行い、参加しやすい環境づくりに努める。	安全生活課
東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」の運営	市民活動団体の情報の共有化、情報の受発信を支援するため、東三河5市で市民活動情報サイトを運営する。	市民協働推進課
市民活動を支援する制度の実施	「市民協働推進基金」の運営、「市民協働推進補助金」の交付により、市民活動団体の活動を資金面から支援する。	市民協働推進課
地域活動を支援する制度の実施	住みよい暮らしづくり計画の作成支援、地域づくり活動交付金の実施により、男女の地域活動への参画を促すとともに、市民と行政の協働を推進する。	市民協働推進課
とよはしインターナショナル・フェスティバルの実施	国際交流ボランティア、国際交流団体、留学生、NPOに幅広く参加を呼びかけ、市民と東三河在住の外国人が集い友好親善や相互理解を図るイベントを開催する。	多文化共生・国際課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2(2)

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第4章 重点目標と施策

事業名	事業の概要	担当課
ごみ減量推進事業の実施	ごみの発生抑制・リユース・リサイクルの推進を図るため、市民・事業主の活動を促進する。	環境政策課
地球温暖化対策活動への市民参加の促進	地球温暖化防止に対する市民意識の向上を図るとともに、エコファミリーとそのサポート制度による市民のライフスタイルの転換や、家庭や事業所等における緑のカーテンの設置により省エネ化を図る。	温暖化対策推進室
豊橋まつりの実施	豊橋まつりにおいて、市民の参加により総おどりやダンスコンテスト、パレカなどイベントを盛り上げる。	観光振興課
校区社会教育委員会連絡協議会への活動支援	校区社会教育委員会連絡協議会の研修会開催により、男女の地域活動への参画を促す。	生涯学習課
P T A 活動への支援	P T A 活動において、男女共同参画の視点に立った意見を聴取するため、活動の中心となっている女性役員等に対し代表者研修会などへの参画を促す。	生涯学習課
市民マラソンの推進	男女が参加できるイベントとして、豊橋みなとシティマラソン、穂の国豊橋ハーフマラソンを実施する。	スポーツ課
図書館まつりの開催	図書館を中心に活動しているグループ・団体が実行委員会をつくり、イベントを開催する。	図書館

基本的な施策 地域活動における人材育成の促進

あらゆる分野で男女がともに活躍するため、各種セミナーへの男女の参画促進や活動団体への支援を行うとともに、男女の能力開発支援として新たな人材育成に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
自主防災組織の育成強化と女性参画の推進	地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の強化及び女性の参加促進を図る。	防災危機管理課
自主防災会への女性参画のための啓発	地域の防災分野における女性の参画を推進するため、講座、講話、セミナーへの参加促進を図る。	防災危機管理課
災害ボランティアコーディネーターの育成および活動支援	災害ボランティア養成講座を開催し、全国から駆けつけたボランティアの受入・派遣や被災者ニーズの把握を行う災害ボランティアコーディネーターを育成するとともに、ボランティアセンターの開設に向けた整備など活動支援を行う。	市民協働推進課
国際交流ボランティア活動の推進	国際交流を推進するボランティア活動の活性化を図り、国際交流意識を高めるため、ボランティア活動を支援する。	多文化共生・国際課
女性消防団員の育成の促進	消防団員として、女性の視点を生かした活動等を行うことにより、災害のない町づくりに貢献するとともに、女性分団の活動の拡充に向けた検討を行い、消防団の活性化を図る。	消防本部総務課
消防団応援事業の実施	消防団員の体力増進（人材育成）及び家庭生活環境支援のため、公共施設及び民間施設の利用優待を行い、家族とのふれあいづくり、体力づくりを推進する。	消防本部総務課

第1章
策定について

第2章
豊橋市の現況

第3章
基本的な考え方

基本目標1

基本目標2(2)

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第4章
重点目標と施策

事業名	事業の概要	担当課
女性防火クラブにおけるクラブ員の拡大及び育成	火災予防、防災についての講習会を開催し、クラブ員の拡大を図るとともに、火災予防・防災思想の普及啓発や実践活動を行える校区・町自治会の女性リーダーを育成する。	予 防 課
家庭教育の啓発	地域の実情に応じた環境浄化活動等を通して家庭教育の啓発を図る。	生 涯 学 習 課
図書館ボランティアの育成	ボランティア育成講座を実施し、読み聞かせボランティアや赤ちゃん絵本ボランティア、配架・書架整理・補修等を行うボランティアとして活動する人材を育成する。	図 書 館

男女共同参画標語 <平成 23 年度 中学生の部>

【最優秀賞】

晩ご飯 たまには僕が 作ろうか

【優秀賞】

手をとって 笑顔であゆむ 長い人生(みち)
 今日からは 同じ目線で 見つめる社会
 支えあう ぼくと私の 歩む道

基本的な施策 責任者への女性の登用等の促進

地域の防災対策や生活課題などに女性の視点を取り入れるため、地域活動を担う人材の育成を推進するとともに、方針決定過程への女性の参画促進を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
自治会活動における女性の参画促進	自治会活動に女性が活躍することを推奨し、地域における男女共同参画の実現を図る。	市民協働推進課
自治会活動における女性役員の参画促進	自治会活動における役員を担う人材を育成するため、研修会等を実施し、地域における男女共同参画の実現を図る。	市民協働推進課

第1章
策定について

第2章
豊橋市の現況

第3章
基本的な考え方

基本目標1

基本目標2(2)

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第4章
重点目標と施策



基本目標 3 男女が働きやすい環境づくり

就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実をめざします。

重点目標（1）雇用や就労における男女平等の推進

少子高齢化の進行、経済の低迷、グローバル化など社会情勢の変化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化は雇用形態に大きな影響を与えています。雇用の分野では労働力人口が減少し、女性の労働力や能力発揮は地域社会の活性化には不可欠です。男性に比べ女性の勤続年数は短く、管理職に就く女性の割合が低い現状を改善し、女性の活用を進めるため、男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、個々の能力が発揮できる職場づくりを推進します。

重点目標（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は一人ひとりの健康を維持し、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画していくために必要な取組です。また、企業にとっては、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高める有効な取組とも言えます。仕事、家庭、地域活動との調和のとれた暮らしの普及・啓発やこれを支援する環境づくりを進めます。



重点目標（１）雇用や就労における男女平等の推進

現状

- 就労状況は男性に比べ、女性で非正規雇用（パートタイム）が多く、女性就労者のうち約４割が非正規雇用となっており、40歳代、50歳代では非正規雇用の割合が正規雇用を上回っています。
- 女性の年齢別就業率は、30～39歳の就業率が一旦落ち込む「M字カーブ」を描いています。
- 男女共同参画社会を実現するために行政に望むことは、「男女がともに多様な働き方を選択できる環境を整備する」が約５割を占めています。
- 販売農家において主に農業に従事した人の割合は、女性が男性を上回っており、女性は農業の担い手として重要な役割を担っています。

課題

- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり持続可能で活力ある経済社会を築いていくためには、女性の労働力の活用が必要です。
- 多様な働き方が選択できるよう、一旦離職しても再就職ができる就業環境を整備していくとともに、就業に必要な能力を高め、その個性と能力を十分に発揮することができる支援が必要です。
- 固定的性別役割分担意識が根強い分野では、男女のパートナー意識の啓発や事業方針決定への女性の参画を推進していく必要があります。

基本的な施策

- 雇用や就労における男女平等の推進
- 男女が就労し続けるための支援
- 農林水産業、自営業における男女共同参画の推進

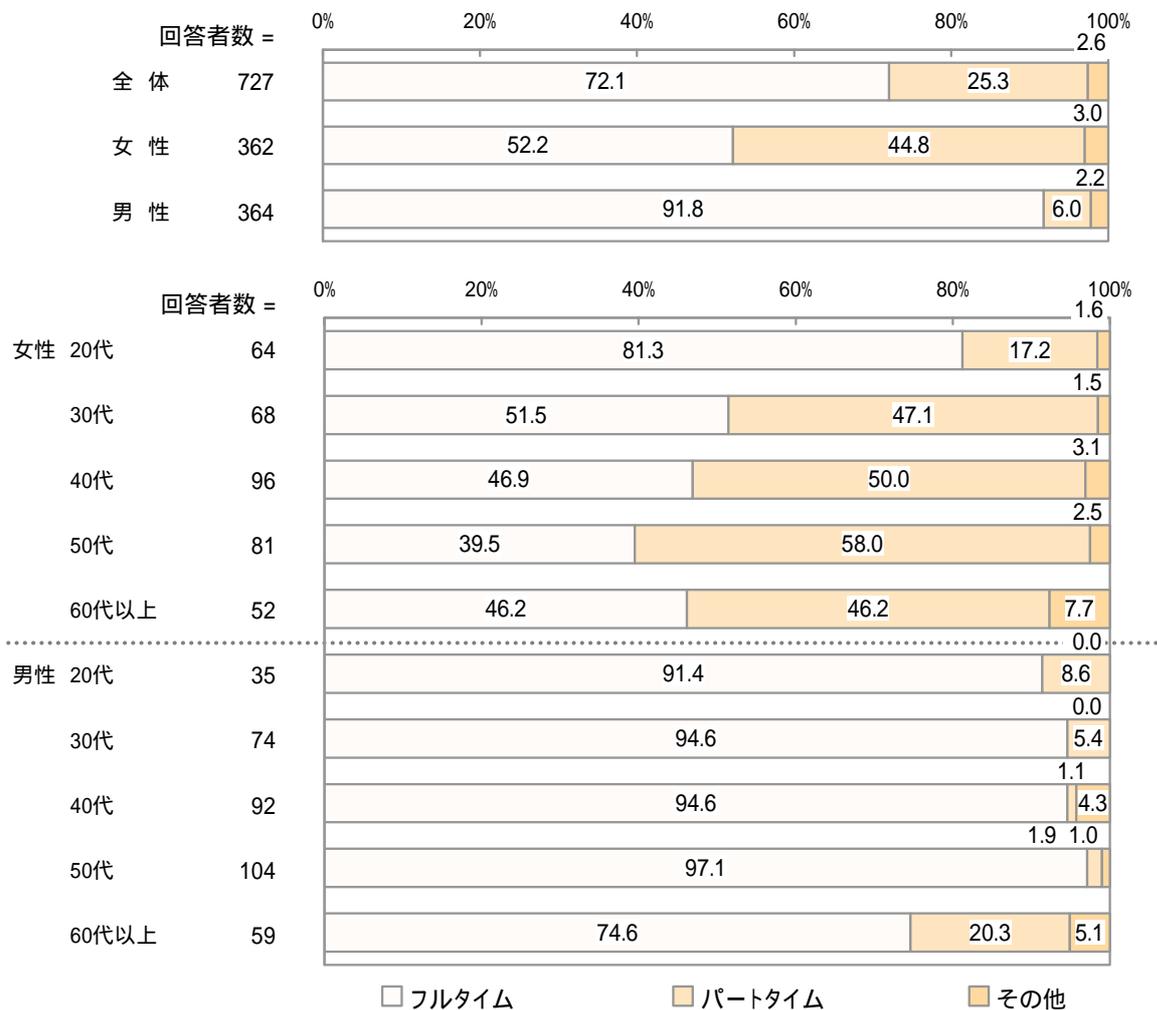
指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017 基本目標 3 重点目標（１）

雇用や就労における男女平等を推進し、男女がともに多様な働き方を選択できる就業環境の実現をめざします。

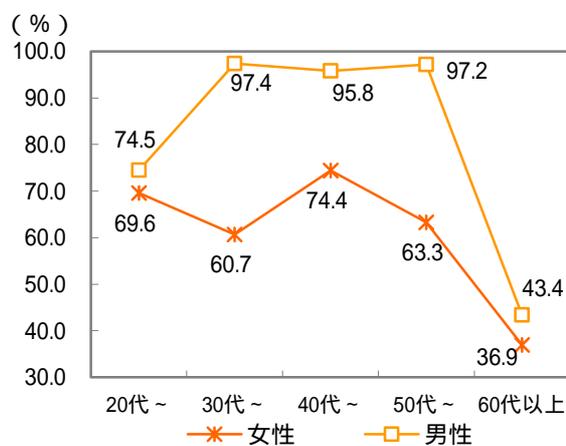
指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
女性（30～39歳）の就業率	H23年度	60.7%	H29年度	65.0%	市民協働推進課
家族のルールの作成数 （家族経営協定締結数）	H23年度	142 経営体	H29年度	178 経営体	農政課

男女の年齢別就労状況



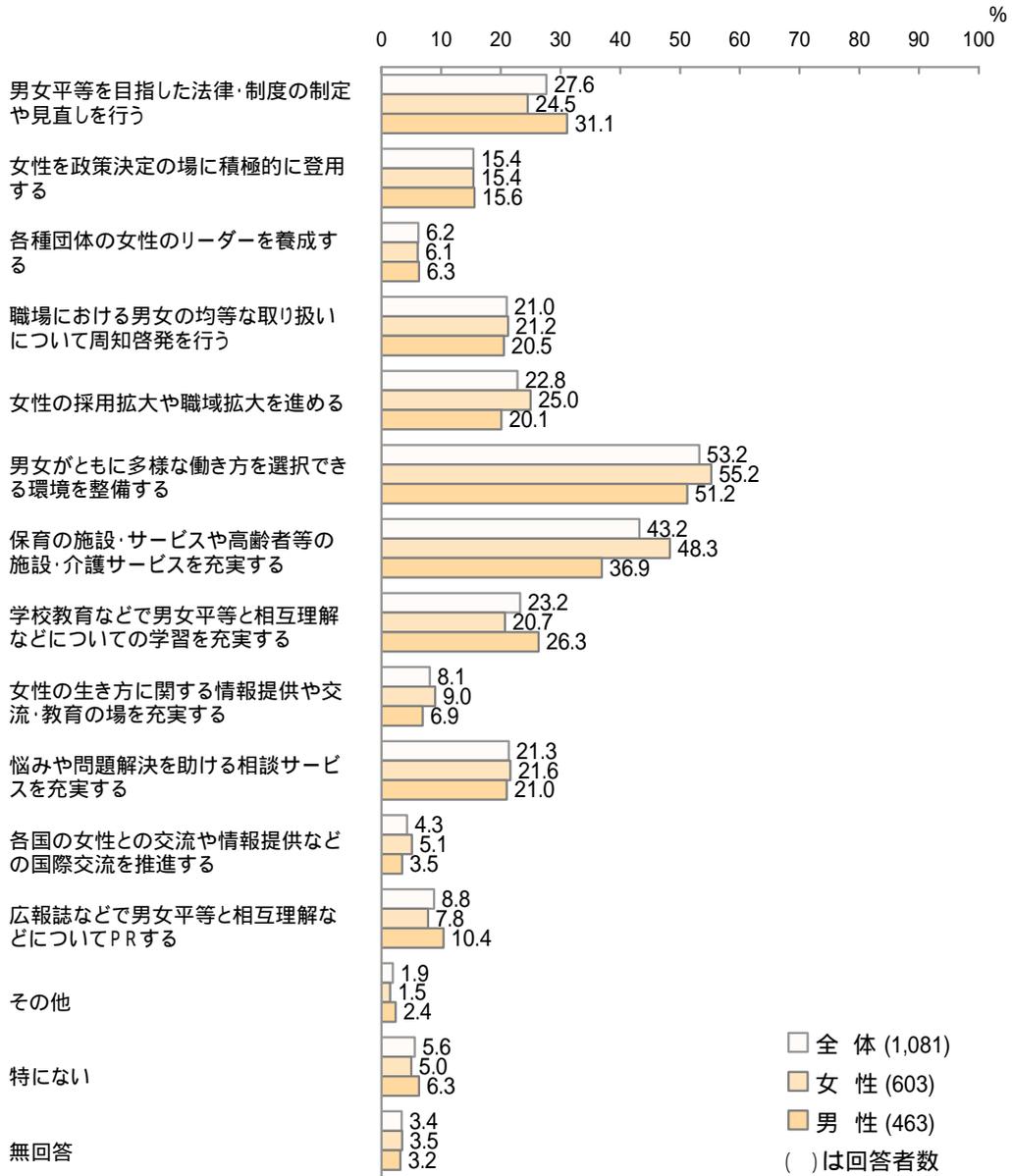
資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

男女の年齢別就業率



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

男女共同参画社会実現のために行政に望むこと



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

販売農家 における農業就業人口の割合（自営農業に主として従事した世帯員数）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
男性（人）	5,621	4,953	4,367
女性（人）	6,928	5,612	4,563
女性が占める割合（%）	55.2	53.1	51.1

資料：世界農林業センサス

※販売農家：経営耕地面積が 30 a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家。

基本的な施策 雇用や就労における男女平等の推進

男女がともに働きやすい環境づくりを推進するため、男女雇用機会均等法をはじめとした雇用分野の関係法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業主などに働きかけ、性別により差別されることなく、働きやすい職場環境づくりを促進します。

事業名	事業の概要	担当課
事業所向け出前講座の実施	雇用、就労における男女平等やセクハラ・パワハラに関する理解の促進、女性の活躍推進など職場における男女共同参画を推進するための出前講座を開催する。	市民協働推進課
企業向けパンフレットの発行	企業に対して雇用制度や環境整備の必要性の理解を促進することを目的としたパンフレットを作成する。 企業における女性の活躍を促進することを目的としたパンフレットを作成する。	市民協働推進課 商工業振興課
企業への労働に関する情報提供の推進	労働に関する法制度や労働環境の改善に関する情報を企業に向けて提供する。	商工業振興課
若年者の就業への促進・支援	大学卒業者や第二新卒を対象にした合同企業説明会や高校生対象の就職面接会、キャリアカウンセリング、職業適性診断を行い若年層の就職のサポートを行う。	商工業振興課

基本的な施策 男女が就労し続けるための支援

男女平等の視点に立った職業観や就労意識を高めるため、労働者に必要な知識・技術の習得のための情報提供や相談体制の充実を図るとともに、女性が生涯にわたって継続就業・再就職できるよう、支援体制の整備に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
女性の就労支援に関する講座の開催	女性のキャリアアップや参加者間のネットワークづくりを目的とした講座を開催する。	市民協働推進課
企業向けセミナーの実施	働きやすい職場づくりや女性の積極的な登用や能力開発を進める、積極的改善措置（ポジティブアクション）を実践する企業を支援するためのセミナーを開催する。	市民協働推進課
看護師等再就職チャレンジ支援研修の実施	結婚や出産などにより退職した看護師、准看護師の職場復帰を支援するための研修を行う。	健康政策課
勤労者福祉の充実	勤労者を対象にしたセミナーや勤労青少年ホームで行っている教養講座など勤労者のスキルアップや余暇活動の充実を図り、勤労意欲を高める。	商工業振興課
豊橋市看護師等修学資金貸与制度の運用	豊橋市民病院へ就職希望のある看護師、助産師養成施設へ通う学生に対し、修学資金を貸与する。	市民病院管理課

第1章
策定について

第2章
豊橋市の現況

第3章
基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3(1)

基本目標4

基本目標5

第4章
重点目標と施策

基本的な施策 農林水産業、自営業における男女共同参画の推進

女性の農業経営や起業への参画意識を促進し、女性の地位向上を図ることにより、男女共同参画社会の実現と農業経営の改善を一体的に推進します。

事業名	事業の概要	担当課
豊橋女性農業団体連絡会への支援	市内の女性農業団体で組織する連絡会に対し活動支援を行う。	農 政 課
女性農業者への支援	女性農業者を対象に、農業経営における経営参画推進など女性の地位向上をめざす講演会やセミナーを開催する。	農 政 課
女性の起業への支援	女性のアイデアを生かして新たな事業を起こした事例や地産地消の取組等を調査するとともに、他地域の女性団体・グループと交流する機会を設け、情報交換を行う。	農 政 課
農業分野での女性の役職者登用の促進	女性農業団体が、農業関係機関・団体等に対し女性を積極的に登用するよう働きかける活動に対して支援を行う。	農 政 課
家族経営協定締結推進事業の実施	女性や農業後継者がやりがいを持って農業に参画できるよう、休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定について農家に周知し、協定締結を推進する。	農 政 課



重点目標（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状

- 家庭における役割分担は、「家計の収入」を除き、「主として女性」の割合が最も高くなっています。
- 仕事と家事・育児の分担については、「男性も女性も子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい」、「子どもができたら、女性は仕事をやめて家事育児をするのがよい」と考える人がともに3割以上を占めています。
- 女性が結婚や出産を機に仕事をやめる理由としては、「家事や育児との両立がむずかしい」が約7割と最も高くなっています。
- 男性が育児や介護で休みをとることについての考え方は、「とったほうがよい」と考える人が約7割を占めています。

課題

- 男性の家庭生活、地域活動への参画を可能にするとともに、女性の就業継続や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で、男女がともに仕事と家庭とを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。
- 育児や家族の介護を行う男女が安心して働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育てや介護への支援体制の整備・充実が必要です。

基本的な施策

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進
- 子育ての支援体制の整備・充実
- 介護の支援体制の整備・充実

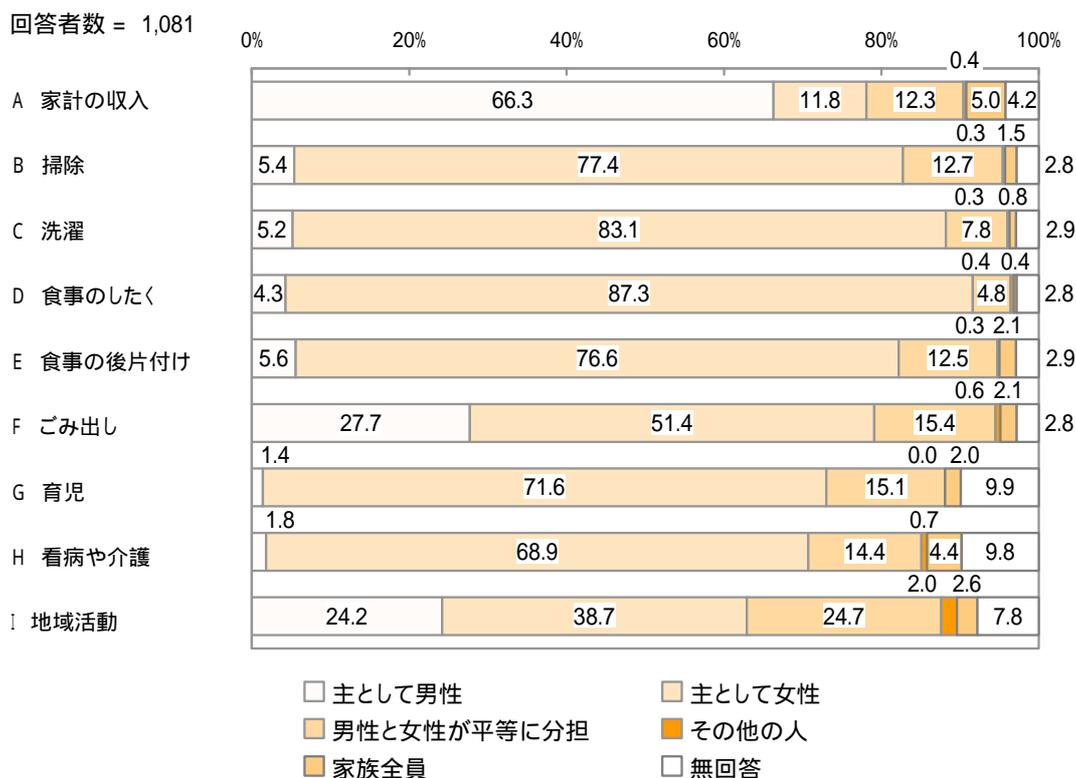
指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017 基本目標 3 重点目標（２）

子育てや介護への支援体制の整備充実を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進を図ります。

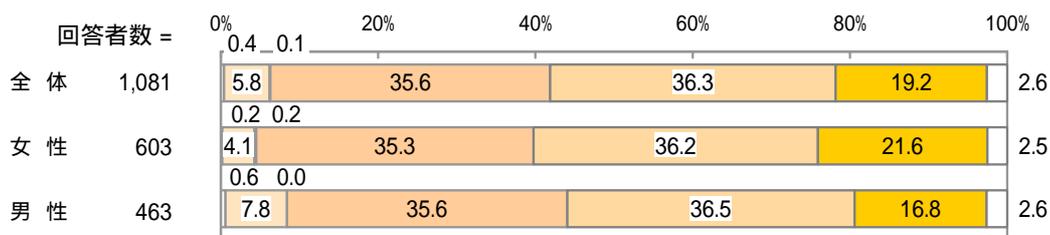
指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
ファミリー・フレンドリー企業の登録数	H24 年度	40 社	H29 年度	52 社	商工業振興課
ここにこサークル設置数	H23 年度	25 会場	H29 年度	37 会場以	子ども未来館
延長保育の実施か所数	H24 年度	30 園	H29 年度	31 園以上	保育課
赤ちゃんの駅登録店舗数	H23 年度	12 か所	H29 年度	40 か所以	子育て支援課
放課後児童クラブの実施か所数	H24 年度	65 か所	H29 年度	66 か所以	生涯学習課

家庭における役割分担



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

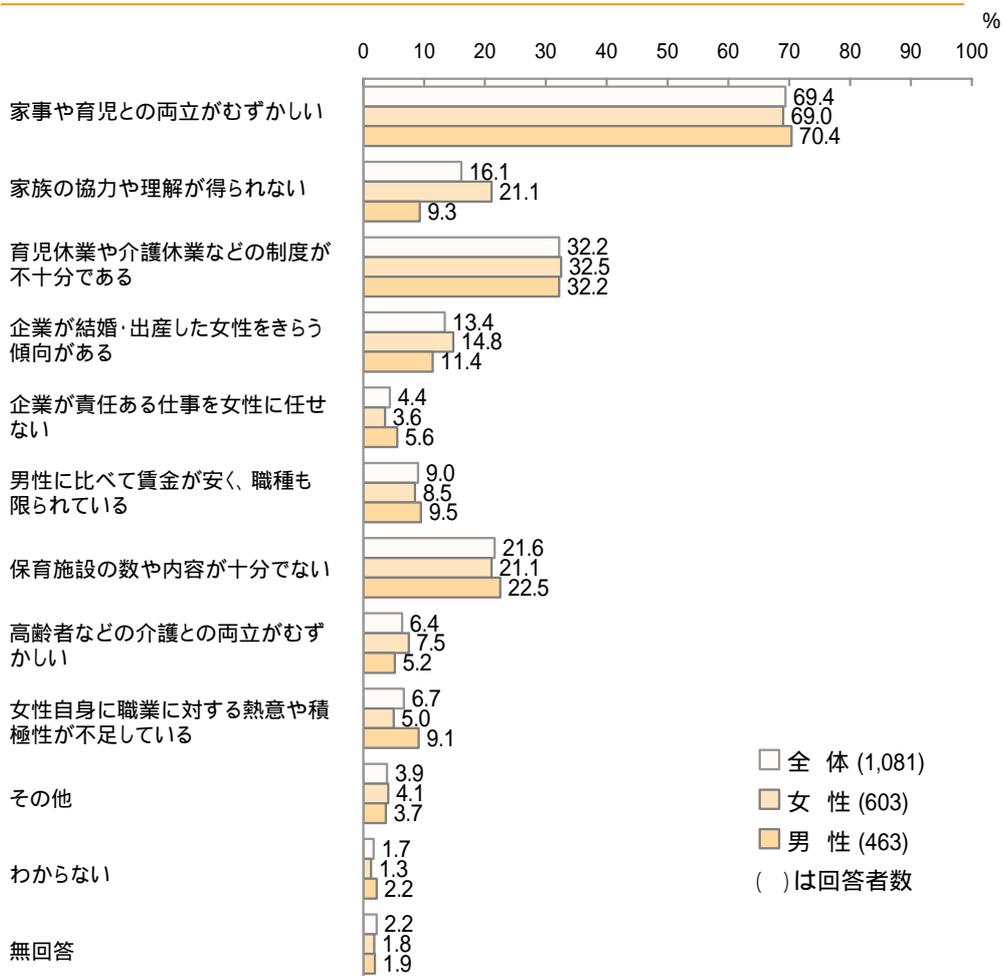
仕事と家事・育児の分担について



- 結婚したら、男性は仕事をやめて家事育児をするのがよい
 結婚したら、女性は仕事をやめて家事育児をするのがよい
 子どもができたら、男性は仕事をやめて家事育児をするのがよい
 子どもができたら、女性は仕事をやめて家事育児をするのがよい
 男性も女性も子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい
 わからない
 無回答

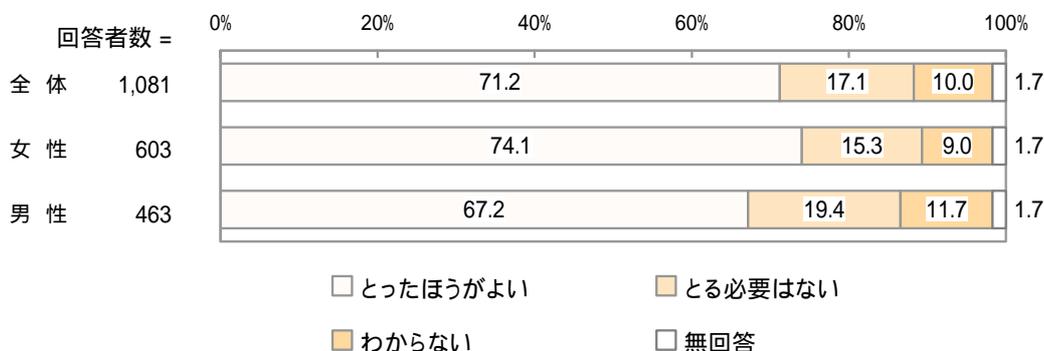
資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

女性が結婚や出産を機に仕事をやめる理由



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

男性の育児・介護休暇取得について



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3 (2)

基本目標 4

基本目標 5

第4章 重点目標と施策

基本的な施策 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・推進

地域や事業主に向けて労働者の健康維持や経済、社会の活性化につながるワーク・ライフ・バランスの有効性について理解の促進、意識啓発を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
市職員の育児・介護など、家庭と仕事の両立支援	育児・介護関連休暇の取得や、時間外勤務の削減を推進する。	人 事 課
家庭における男女共同参画の理解を深める講座の開催	家庭内の固定的性別役割分担を見直すきっかけとして講座を開催する。	市民協働推進課
「ワーク・ライフ・バランス」推進の認定事業所制度の検討	仕事と家庭の両立や、男女とも働きやすい職場環境づくりの視点から、さまざまな取組を実施している事業所を認定し、先進的な事例として紹介する制度を検討する。	市民協働推進課 子育て支援課 商工業振興課
ファミリー・フレンドリー企業への登録促進	県が実施しているワーク・ライフ・バランスを推進する企業の登録制度への登録企業の促進を図る。	商工業振興課

基本的な施策 子育ての支援体制の整備・充実

家庭生活と仕事の両立支援に向け、学習機会や情報提供の充実を図るとともに、多様なニーズに対応した子育て支援体制の整備・充実に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
仕事と子育て両立のためのハンドブックの作成	各種制度を周知し、育児への不安を解消するとともに、安心して子育てが出来る環境づくりをすすめ、市男性職員の子育てへの参加を促す。	人 事 課
ここにこサークルの開設	こども未来館と各地域のネットワーク化を推進し、0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に気軽に親子・親同士の交流ができる場を提供する。	こども未来館
子育てサポーター養成講座の実施	こども未来館及び各地域で開催する「ここにこサークル」で子育て支援を行うボランティアに対し、養成講座及びフォローアップ研修を実施する。	こども未来館
「子育てプラザ」、 「体験・発見プラザ」 の運営	0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に子育てプラザで遊びの場や子育ての情報などを提供する。 幼児や小学生を対象に体験・発見プラザで子どもたちの好奇心や創造性を育むような体験を用意する。	こども未来館
子育てに関する 情報提供の充実	子育て支援サービスの情報をまとめた情報紙を発行する。また、子育て支援プラットフォーム事業として、子育て世帯のニーズに応じて施設や事業を選択できるよう、関連機関をネットワーク化するとともにキーテーション機関にコーディネート機能を配備し、サービスや情報提供を行う。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
子育て家庭に対する仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	仕事と子育ての両立のため、各種団体と協力し、特に男性に対する講演会や交流会を開催し、子育ての大切さを啓発するとともに企業への理解を深める。	子育て支援課
赤ちゃんの駅事業の実施	乳幼児との外出中に気軽におむつ替え、授乳等のできる施設や店舗を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭へ情報提供し、地域社会全体で赤ちゃんにやさしいまちづくりを推進する。	子育て支援課
地域における子育て支援の充実	子どもの健やかな成長を支えるため、子育ての相談や情報提供を行うとともに、子どもの年齢に応じた遊び場を提供し、その質の向上に努める。	子育て支援課 保 育 課
多様な保育サービスの充実	保護者の働き方の多様化に伴うニーズを把握するとともに保育サービスを充実し、ファミリー・サポート・センター事業など多様なサービスの提供と質の向上に努める。	保 育 課 子育て支援課
放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童クラブにおいて、大規模クラブの解消や高学年児童への対応を充実する。	生涯学習課
豊橋市民病院院内保育所の運営	豊橋市民病院で働く職員の1歳から3歳までの子どもを保育する。	市民病院管理課

基本的な施策 介護の支援体制の整備・充実

高齢者や障害者など介護を必要とする人が安心して暮らしていくため、男女を問わず家族の協力のもとで行われる介護の在り方について啓発を行うとともに、介護の負担感や不安の解消を図るため、関係機関と連携した介護支援や相談体制の充実を図ります。

事業名	事業の概要	担当課
市職員の介護休暇の取得の促進	長期の休暇である介護休暇や、より取得しやすい短期介護休暇制度の周知など、効果的な取得についてのアドバイスを行う。	人事課 市民協働推進課
介護保険制度の運営	介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実に努め、高齢者の自立を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る。	長寿介護課
地域包括ケア体制の推進	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に必要とされる支援を提供する体制の充実に努める。	長寿介護課
障害者の相談支援体制の充実	障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、とよはし総合相談支援センターや相談支援事業所を中心に障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携した支援体制の充実に努める。	障害福祉課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3(2)

基本目標4

基本目標5

第4章 重点目標と施策

基本目標 4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備

保健や福祉のサービス充実等により、生涯を通じて健康で、安心して生活できる環境の整備を進めます。

重点目標（１）生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の基本です。男女においては、女性の妊娠・出産はもとより、思春期、子育て期、高齢期といったライフステージを通して異なる健康上の課題があります。性別や年齢にかかわらず、すべての人が生涯の各段階に応じた方法で主体的に健康づくりに取り組むことができるよう努めます。

重点目標（２）様々な困難を抱える人々への支援

高齢者や障害者をはじめ、外国人やひとり親家庭、生活保護世帯など支援を必要とする人々が生涯にわたって健康で充実した生活を送り、安心して暮らせるよう、事業主、地域、市民活動団体などとの連携により自立支援を行うとともに、すべての人があらゆる場面へ参画できる社会づくりを進めます。

重点目標（３）女性などに対する暴力の根絶（豊橋市DV対策基本計画）

暴力はいかなるものでも犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に社会問題となっているDV被害については、次代に暴力を残さない教育の推進、被害者の安全確保、自立支援など切れ目のない支援を行い、DV対策として総合的な体制を整備します。



重点目標（１）生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

現状

- 自分の老後に対する不安の有無については、「はい（不安がある）」の割合が約８割となっていますが、過去の調査と比較すると減少傾向にあります。
- 自分の老後に対して不安を感じている具体的な内容としては、「生活費のこと」が７割強と最も高く、次いで「自分や配偶者の健康のこと」が約５割となっています。
- 母親年齢階級別出生割合では、平成１８年と比較し、３５歳以上で出産している割合が５.９ポイント増えるなど全体的に出産年齢の高齢化が進んでいることがうかがえます。

課題

- 男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立する必要があります。
- 男女の性差に対する理解を深めるための啓発を促進するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持支援や予防施策を推進する必要があります。
- 妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実する必要があります。

基本的な施策

- 年齢に応じた健康づくりの推進
- 男女の性の理解と性差を踏まえた健康づくりの推進、女性の自己決定権の啓発
- 安心して出産できる体制の整備

指標・目標値

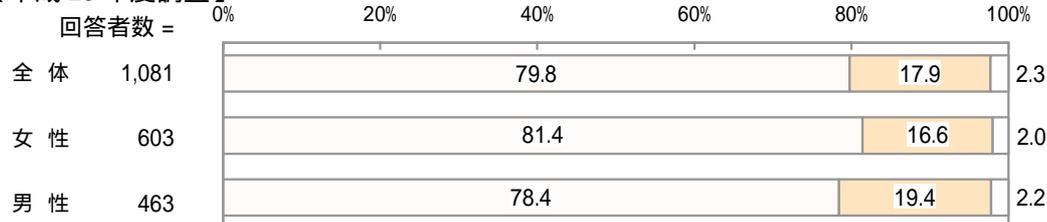
とよはしハーモニープラン 2013-2017 基本目標４ 重点目標（１）

年齢や性差をふまえた健康づくりを推進し、男女の性の理解を推進します。

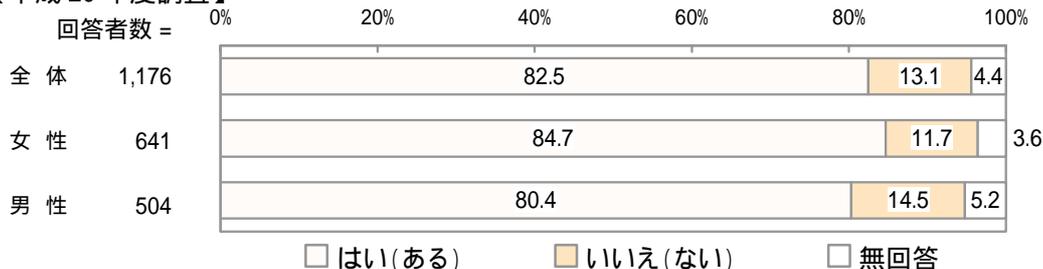
指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
10代の人工妊娠中絶実施率 (15歳から19歳の女性人口千対)	H22年度	6.4人	H29年度	6人	こども保健課
子宮頸がん検診受診率	H23年度	45.7%	H29年度	50.0%	健康増進課
乳がん検診受診率	H23年度	34.7%	H29年度	40.0%	健康増進課

老後の不安の有無

【平成 23 年度調査】

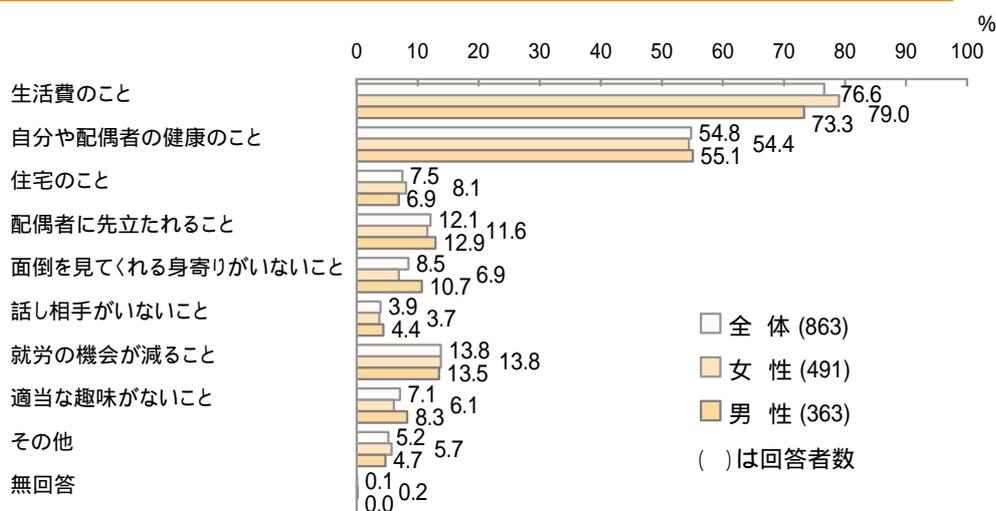


【平成 20 年度調査】



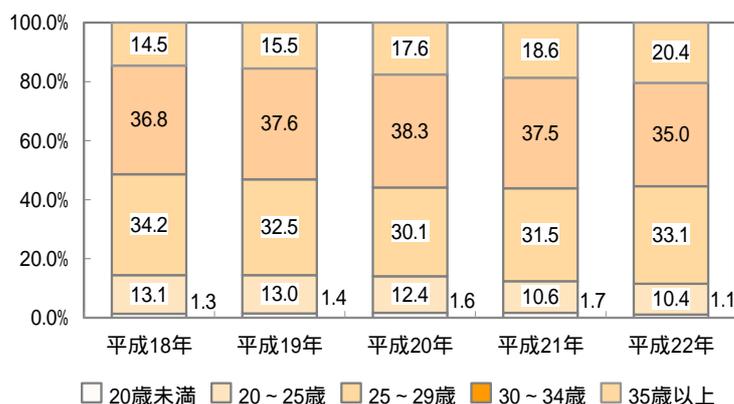
資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

老後の不安の理由



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

母親年齢階級別出生割合



資料：愛知県衛生年報

基本的な施策 年齢に応じた健康づくりの推進

個人が抱える様々な健康課題について相談体制の充実を図るとともに、年齢に応じた健康づくりに関する支援体制を強化します。

事業名	事業の概要	担当課
各種予防接種の実施	予防接種法に基づき、年齢、性差に応じた予防接種を実施する。	健康政策課
健康づくりについての啓発の促進	健康づくりについての啓発を各種イベントや広報などを通じて実施する。	健康増進課
タバコを吸う人・吸わない人への環境整備の推進	リーフレットやポスターを作成し、タバコを吸う人と吸わない人の環境を整えるとともに、受動喫煙防止対策についても実施する。	健康増進課
健康のまちづくりへの支援	地域で健康づくりを推進していくために、健康のまちづくり事業への支援や、市内にある健康の道の啓発を行う。	健康増進課
健康に関する相談・指導及び健康管理の促進	心の健康について相談体制の充実を図る。また、生活習慣病等の健康教育、相談を実施し、健康管理の推進を行う。	健康増進課
各種検診の充実	各種がん検診等を実施し、病気の早期発見、早期治療を推進する。	健康増進課
子どもの生活習慣の形成の推進	親となるための心や体づくりができ、自分の健康は自分で守ることができるよう健康教育等を実施する。	こども保健課
うつ・自殺予防キャンペーンの実施	うつ・自殺予防の啓発活動として街頭キャンペーンを開催する。	健康増進課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4(1)

基本目標5

第4章 重点目標と施策

基本的な施策 男女の性の理解と性差を踏まえた健康づくりの推進、女性の自己決定権の啓発

男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い協力関係を保つことができるよう、性差による心身の違いや女性の自己決定権などを正しく理解し、健康づくりを推進するための支援や普及啓発に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	男女共同参画センターの情報コーナーや啓発冊子にて女性の生涯を通じた健康問題や女性の自己決定権について啓発を図る。	市民協働推進課
男女の性差に対する理解を深めるための講座の開催	妊娠・出産という、男性とは異なった身体的機能を持つ、女性の健康に関する啓発や学習機会を提供する。	市民協働推進課
感染症の予防への啓発	講座や街頭啓発などを通してエイズなど感染症予防対策を推進する。	健康政策課
性差を踏まえた検診の充実	男性の前立腺がん、女性の乳がん・子宮がん検診・骨粗しょう症検診など、男女特有の病気に対する検診の充実を図る。	健康増進課
子どもに対する命や性に対する知識の普及	健康教育等により、命の大切さを理解し、妊娠や性感染症に関する正しい知識の普及に努める。	こども保健課
市民病院における女性相談の実施	女性特有の病気・悩みに対する助言及び受診指導のため、女性の看護師などによる相談窓口を設置する。	市民病院医事課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むかまたは産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命や安全や健康を重視するといった自分の健康を守る権利を意味する。

基本的な施策 安心して出産できる体制の整備

働きながら妊娠・出産を迎える女性の増加を見据え、より一層、すべての女性が安心して子どもを産むことができる環境の充実に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
妊娠・出産のための支援	胎児や妊婦の健康維持のため、健診や相談など、妊娠中の保健・医療サービスの充実に努める。	こども保健課
子どもが健やかに成長できるための支援	健康診査や講習会、子育て相談、訪問指導などを通して子どもが心身ともに健康でいられるよう、また、保護者が安心して子育てできるよう支援する。	こども保健課
豊橋市民病院総合周産期母子医療センター・バースセンターの開設	東三河地域の基幹病院として妊産婦が安心して子どもを産み育てることができるよう周産期医療体制を充実する。	市民病院管理課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4(1)

基本目標5

第4章 重点目標と施策



重点目標（２）様々な困難を抱える人々への支援

現状

- ひとり親家庭のうち、児童扶養手当の受給者は年々増加を続けており、平成23年度には3,346世帯となっています。
- 高齢者単身世帯は増加を続けており、特に男性に比べ、女性の単身世帯の増加が著しく、平成22年には6,872世帯となっています。
- 生活保護世帯は増加し、平成24年3月には1,959世帯となっています。
- 男女共同参画センターの女性相談では「夫婦・異性問題」、「家族・親族問題」、「心の健康問題」などの割合が多くなっています。

課題

- 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人など、様々な生活上の困難を抱える人々に対し、実情に沿った自立支援を行うことが必要です。
- 安全で安心な生活を確保するため、必要な制度などの実施や関連情報の提供、自立のための相談体制の充実を図る必要があります。

基本的な施策

- 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の安定と自立支援の充実
- 貧困等生活上の困難に対する支援の充実

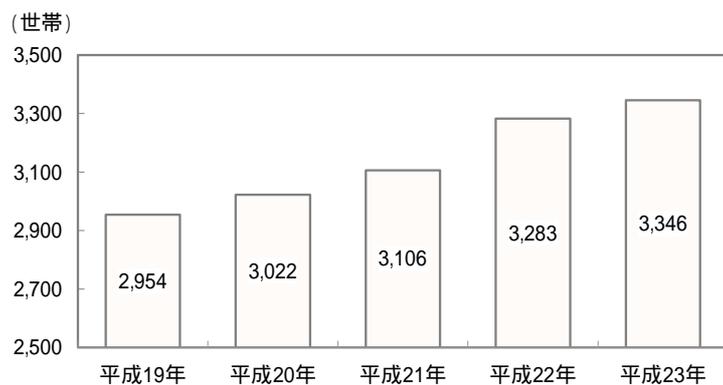
指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標4 重点目標（２）

様々な困難を抱える人々が、安心安全な生活を確保するための支援の充実を図ります。

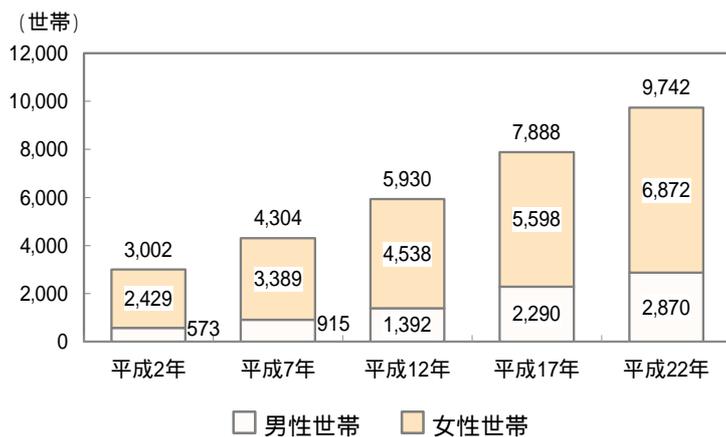
指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
男女共同参画センター女性相談の件数	H23年度	1,834件	H29年度	1,900件	市民協働推進課
高齢者安心生活サポート事業	H23年度	566回	H29年度	1,200回以上	長寿介護課

児童扶養手当受給世帯の推移



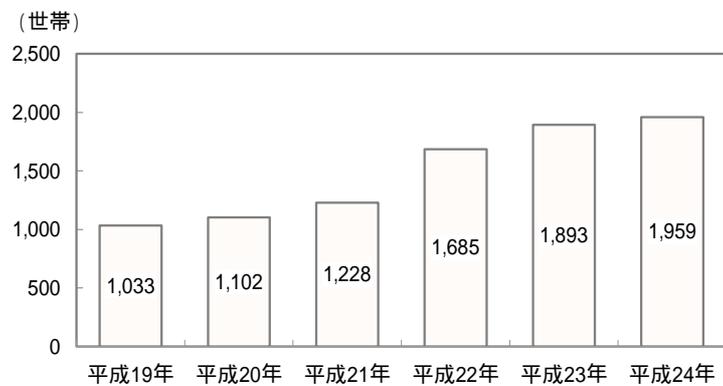
資料：豊橋市

高齢者単身世帯の推移



資料：国勢調査

生活保護世帯の推移



資料：豊橋市（各年3月末現在）

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4(2)

基本目標5

第4章 重点目標と施策

男女共同参画センター「女性相談件数」

	平成 23 年度(件数)
夫婦・異性問題	278
DV	12
家族・親族問題	335
子ども	37
高齢者	9
賃借問題	3
消費者問題	33
相続問題	13
就業・職場問題	40
友人関係	117
近隣問題	40
体の健康問題	13
心の健康問題	192
その他	712
合 計	1,834

資料：豊橋市

男女共同参画標語 <平成 22 年度 一般の部>

【最優秀賞】

ママ自治会長 背中を押したパパとぼく

【優秀賞】

楽しいね あなたといっしょの 家事育児
男らしさ 女らしさより 自分らしさを活かせる社会
腕まくり エプロン似合う クッキングパパ

基本的な施策 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の安定と自立支援の充実

あらゆる立場の男女がともに自立して社会へ参画し、安心して暮らすため、障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等への生活支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
外国人相談の実施	ポルトガル語・スペイン語に精通した外国人相談員が各種相談を行い、日常生活の支援を図る。	多文化共生・国際課
外国人市民に対する各種行政情報の提供	ポルトガル語・英語などに精通した国際交流員、外国人相談員が母国語で市政情報等を提供することにより、外国人市民が安心して暮らせる環境づくりを行う。	多文化共生・国際課
ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭に対する手当の支給や医療費助成による経済的支援、日常生活支援、相談・助言等を行う。	子育て支援課
ひとり親家庭への就業支援	高等技能訓練促進事業、自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等就業支援センター事業により、ひとり親家庭の母の就業を支援し、自立を促進する。	子育て支援課
高齢者の健康づくりの推進	介護予防知識の普及啓発や健康づくりのため、シルバースポーツの振興を図る。	長寿介護課
高齢者の生きがいづくりへの支援	高齢者の地域活動・ボランティア・生涯学習等の啓発活動を行い、生きがいを持って健康で活発に活動するアクティブシニアの増加を図る。	長寿介護課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4(2)

基本目標5

第4章 重点目標と施策

事業名	事業の概要	担当課
ひとり暮らし高齢者等への生活支援	孤立化のおそれがあるひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう、給食配送時の利用者の安否確認、自宅を訪問して買い物支援・話し相手等を行う高齢者安心生活サポート事業などを推進する。	長 寿 介 護 課
障害児保育事業の実施	就労などによって家庭で保育ができない障害児に対し、保育所での保育を実施する。	保 育 課
外国人児童に対する保育支援の実施	外国人児童・保護者を対象に通訳支援など保育に関する情報提供や子育て相談などを実施する。	保 育 課
民生委員児童委員など地域における支援の充実	寝たきり、ひとり暮らし、認知症など高齢者への支援や子育て支援、障害者に関する支援活動などを実施する。	障 害 福 祉 課 子 育 て 支 援 課
障害者に対する自立支援の充実	障害者の社会参加の促進を図るため、日常生活用具などの支給のほか、講座や各種訓練の開催、相談業務などを実施し、総合的な支援を行う。	障 害 福 祉 課
母子世帯、子育て世帯への優先入居の実施	ひとり親である母子世帯や小学校就学前の子を扶養している世帯に対して、市営住宅に優先して入居できる施策を実施する。	住 宅 課

基本的な施策 貧困等生活上の困難に対する支援の充実

未婚や離婚の増加に伴う単身世帯や、若年層や女性に多い非正規労働者など、生活に様々な困難を抱えやすい人々を支援するため、情報提供や相談体制の充実に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
生活に対する相談体制の充実	消費生活や離婚、相続など生活上の様々な問題に対する相談を行い、適切・迅速な対応に努める。また、各関係機関との連携を深め、被害の拡大防止と潜在的な被害の発掘に努める。	安全生活課
消費生活に関する市民意識の向上	消費者自らが暮らしに関する知識を積極的に身につけ、賢い消費者となるための講座を開催する。	安全生活課
女性相談事業の実施	女性相談員による女性のための各種相談事業を実施し、女性の悩みごとの解決を支援する。	市民協働推進課
困難を抱える若者への支援	NPO等の支援機関と連携し、豊橋市子ども・若者支援地域協議会を中心とした総合相談窓口や若者サポートステーションの運営により、困難を抱える若者の支援を行う。	生涯学習課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4(2)

基本目標5

第4章 重点目標と施策



重点目標（３）女性などに対する暴力の根絶（豊橋市DV対策基本計画）

「豊橋市男女共同参画行動計画とよはしハーモニープラン 2013 - 2017」の重点目標「女性などに対する暴力の根絶」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 19 年 7 月 11 日公布、平成 20 年 1 月 11 日施行）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画（DV 基本計画）」と位置づけています。

計画策定の趣旨

配偶者などからの暴力（以下「DV」と略記）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。

DVは家庭内で行われるため、潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があり、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者は多くの場合女性であり、この背景には、性別に基づく固定的な役割分担意識や、就業実態における男女の格差など、男女共同参画社会を実現するために解決すべき同様の課題が存在しています。

豊橋市においてもDVを防止し、根絶するためには、男女が互いに、その人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要であり、このような観点から、DVの被害者が安心して安全に暮らせる社会をめざした取組を推進していく必要があります。

現状

- 配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある人(全体から「今までなかった」、「無回答」を除く)は、約2割となっています。また、被害者には男性に比べ女性が多い傾向がみられます。
- 暴力被害者のうち、被害を「だれにも相談しなかった」は約4割で、相談しなかった理由として、「相談するほどのことでもないと思ったから」が約5割を占め、被害者が自身の被害を過小評価していることがうかがえます。
- 暴力を防止するために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が約5割と最も高くなっています。

課題

- DVは潜在化しやすく、周囲の無理解から深刻化する特性があるため、DVに関する正しい理解の普及を図り、暴力を許さない気運を醸成することが必要です。
- 被害者の安全確保、自立支援を確実なものとするため、適切な助言・措置を実施できる相談体制を整えることが必要です。
- 被害者の安全を確保し、自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携強化に取り組み、一体となった支援を行うことが必要です。

基本的な施策

- DV防止のための啓発活動の推進
- 安心して相談できる体制の整備
- DV被害者への自立支援の充実

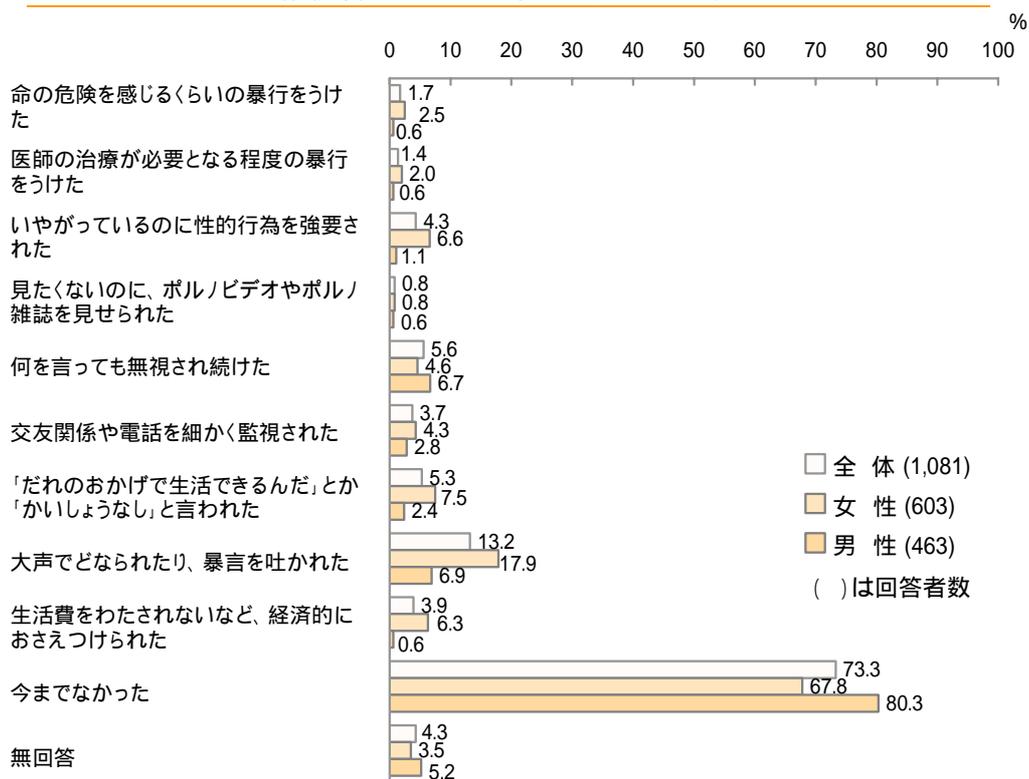
指標・目標値

とよはしハーモニープラン 2013-2017
基本目標4 重点目標(3)

DVの被害者が安心して安全に暮らせる社会をめざした取組を推進します。

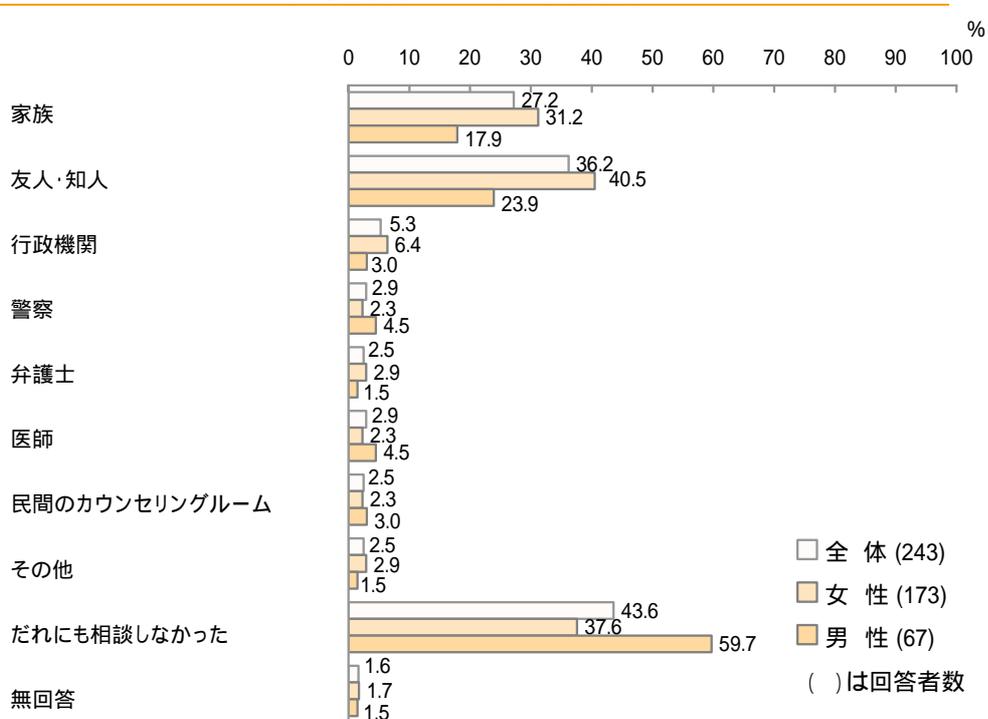
指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
DV防止法を知っている人の割合	H23年度	76.8%	H29年度	80.0%	市民協働推進課
DV相談窓口の認知度	-	-	窓口設置後に設定		市民協働推進課

配偶者や恋人から暴力を受けた経験



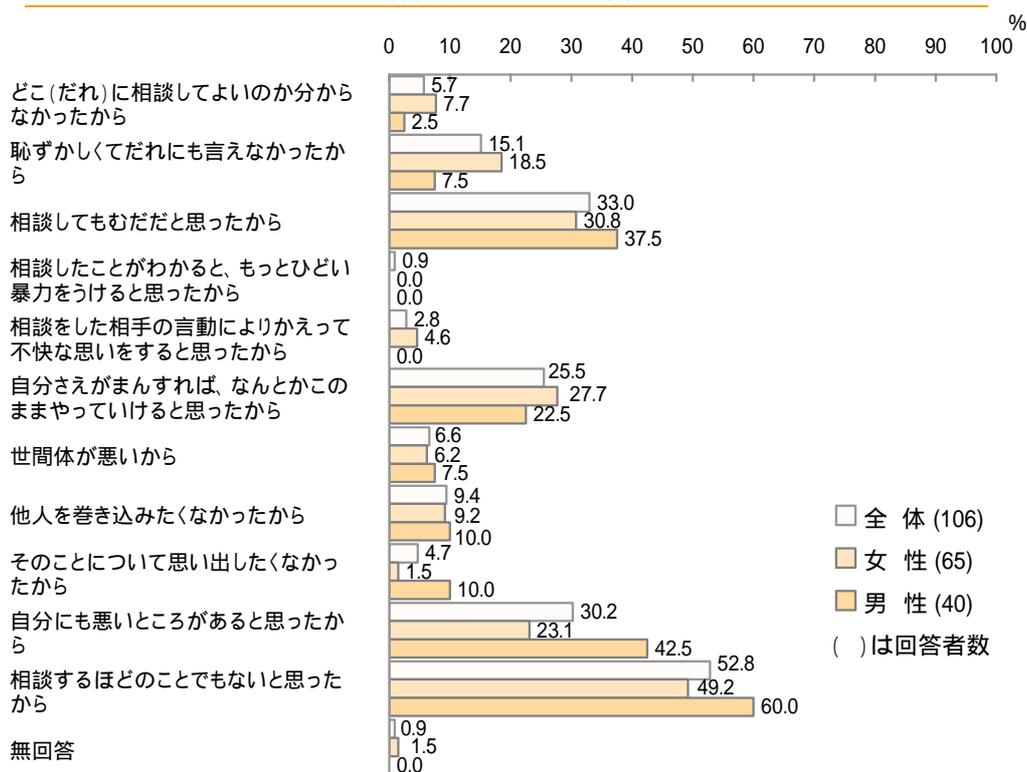
資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

暴力行為についての相談相手



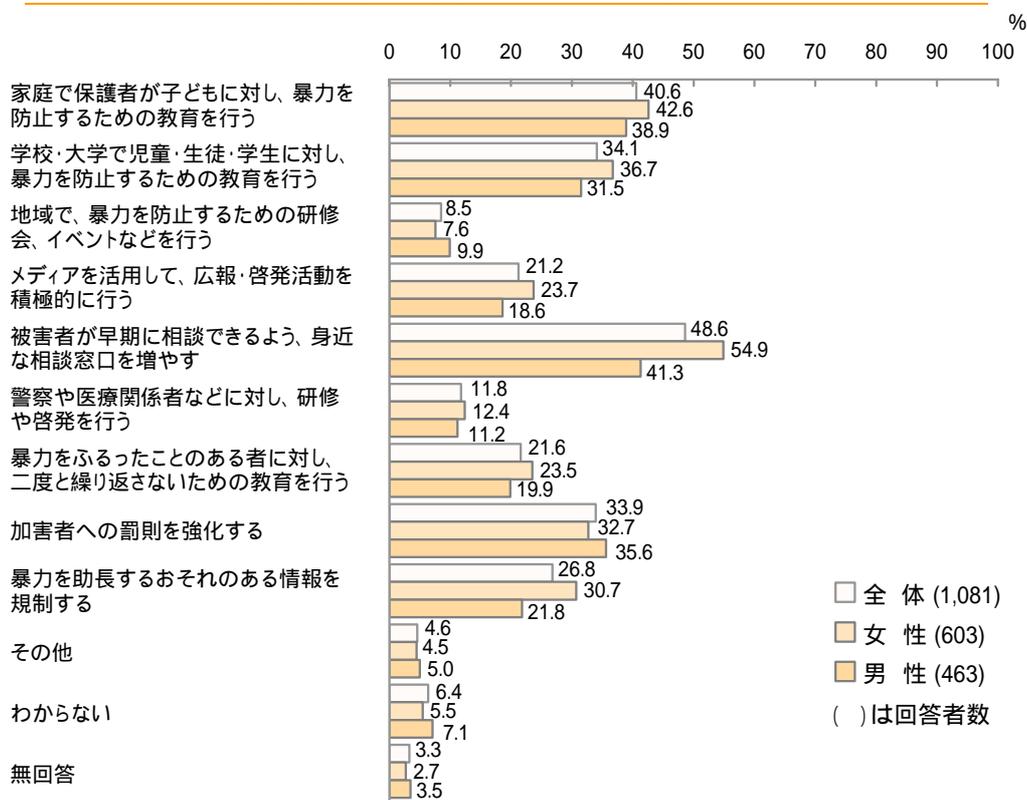
資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

相談しなかった理由



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

男女間の暴力を防止するために必要なこと



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

基本的な施策 DV防止のための啓発活動の推進

女性などに対する暴力を許さない社会の実現のため、社会全体で男女の人権尊重意識を醸成する取組を進めるなど、関係機関と連携し、啓発活動に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
DV理解・防止のための啓発の促進	DVに関する正しい理解と認識を図るため、広報・パンフレット等を活用した啓発を促進する。	市民協働推進課
「女性に対する暴力をなくす運動」の展開	11月12日～25日(11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日)の「女性に対する暴力をなくす運動」週間にあわせ啓発事業を実施する。	市民協働推進課
DV理解・防止のための講座の開催	男女間における暴力が、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることへの理解を深めることを目的とした講座を開催する。	市民協働推進課
デートDV対策の推進	高校生・大学生など若年層を対象としたデートDVに対する認識を高めるための出前講座を実施する。	市民協働推進課

基本的な施策 安心して相談できる体制の整備

庁内や関係機関との連携を強化し、DV被害者が安心して相談できる体制を整備します。また、緊急時には一時保護を実施し、被害者の安全の確保に努めます。

事業名	事業の概要	担当課等
総合的なDV相談窓口の設置	潜在化しやすいDV被害を未然に防ぎ、早期の段階での実態把握や情報提供を図り、関係機関との連携のもと相談者への必要な対策を施すことを目的とした窓口の設置を検討する。	市民協働推進課 安全生活課 多文化共生・国際課 福祉事務所
専門相談員の配置及び育成	被害者に対する確かな相談、支援が実施できるよう専門相談員を配置するとともに、DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門的知識の習得や研修の充実を図る。	市民協働推進課 安全生活課 多文化共生・国際課 福祉事務所
庁内の連携体制の整備	啓発・相談・自立支援など多岐にわたるDV施策を円滑に実施するため、関係各課による連携体制を整備する。	市民協働推進課
関係機関・民間団体との連携体制の整備	相談業務に的確に対応するために、愛知県、警察など関係機関、民間団体との連携を図る。	市民協働推進課
緊急時における相談者の安全確保と一時保護の実施	一時保護施設と連携を図り、DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。	福祉事務所

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4(3)

基本目標5

第4章 重点目標と施策

基本的な施策 DV 被害者への自立支援の充実

DV被害者が自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携し、情報提供を行うとともに各種支援を提供します。

事業名	事業の概要	担当課等
生活の支援	関係する法律及び各種制度により経済的な支援を行う。	福祉事務所
就業の支援	ハローワーク等関係機関と連携を図り、就労支援を実施する。	福祉事務所
住宅の確保	母子生活支援施設、老人福祉施設、市営住宅等を活用し、DV被害者の住宅の確保に努める。	福祉事務所 住宅課
子どもの就学・保育等の支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を行う。	学校教育課 福祉事務所
被害者に係る情報の保護	住民基本台帳事務における支援措置を実施する。	市民課



基本目標 5 計画を推進する体制の整備

このプランの推進体制を確立するとともに、施策の推進体制を強化します。

重点目標（1）推進する体制の整備

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、庁内の連携を強化するとともに、市民協働の観点から行政、市民、事業主、市民活動団体などと連携し、事業を推進していきます。

重点目標（2）男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会を実現するためには、このプランで位置づけた施策等を総合的かつ効果的に推進することが求められます。男女共同参画における活動を総合的に支援し、推進を図る拠点施設として、男女共同参画センターの利用促進を図ります。

第1章
策定について

第2章
豊橋市の現況

第3章
基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第4章
重点目標と施策



重点目標（１）推進する体制の整備

現状

- 市職員への男女共同参画意識の醸成を図り、行政における各分野で男女共同参画を推進する取組を実施するため、「テーマ別研修」、「管理職研修」などを実施しています。
- 男女共同参画推進セミナーの修了生を登録し、市と協働して男女共同参画を地域で広げるための取組を進めています。
- 豊橋市男女共同参画推進会議を設置し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、効果的に推進しています。
- 男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査・審議する豊橋市男女共同参画審議会を設置し、市民意見を聴取し、施策に反映しています。

課題

- 庁内の意識改革に向けた問題提議を行い、実効性のある施策を検討することが必要です。
- 市民協働のもとでプランを推進するにあたって、市民意見の集約や施策への反映についても検討を重ねることが必要です。

基本的な施策

- 庁内推進体制の強化
- 市・市民・事業主等との協働によるプランの推進

基本的な施策 庁内推進体制の強化

施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部署の連携を強化し取組を進めます。また、男女共同参画推進会議や男女共同参画審議会により、その進行管理を行います。さらに、市自体が一つの事業主として他の事業所のモデルとなるよう庁内の男女共同参画を進めます。

事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画推進会議の開催	総合的に男女共同参画行政を推進するため、副市長を会長とした庁内会議を開催する。	市民協働推進課
市職員向け研修会の実施	職員向けに男女共同参画に関する研修会を実施する。	市民協働推進課

男女共同参画標語 <平成22年度 中学生の部>

【最優秀賞】

仕分けしよう 無駄な男女の格差や差別

【優秀賞】

思いやる 心がつくる 真の平等

平等に 個人が輝く 参画社会

取り除こう 男女という名の 見えない壁を

基本的な施策 市・市民・事業主等との協働によるプランの推進

市の男女共同参画の指針である「豊橋市男女共同参画推進条例」に基づき、市民・事業主・市民活動団体との協力・連携体制を強化し、協働によって男女共同参画に関する施策を推進します。また、施策の推進にあたっては広く市民からの意見を聴取し、反映させていきます。

事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画審議会に対する支援の充実	審議会委員の選任において男女共同参画の観点から公募委員の就任拡大を図るとともに、あらゆる分野での男女共同参画の推進および格差改善のための重要事項について調査・審議を行うなど審議会運営への支援に努める。	市民協働推進課
市民意見の収集	プランの推進を図るとともに取組事業の進捗管理を行うため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施する。	市民協働推進課



重点目標（２）男女共同参画センターの充実

現状

- 男女共同参画センターに充実してほしいことは、「特定のテーマを幅広く学ぶための短期講座（１～３回）」など講座内容の充実のほか、「情報の収集・発信、図書の内容」も高い割合を示している。
- 男女共同参画センターの利用者数は減少傾向にあり、「いいえ（利用したことがない）」が約９割を占めています。

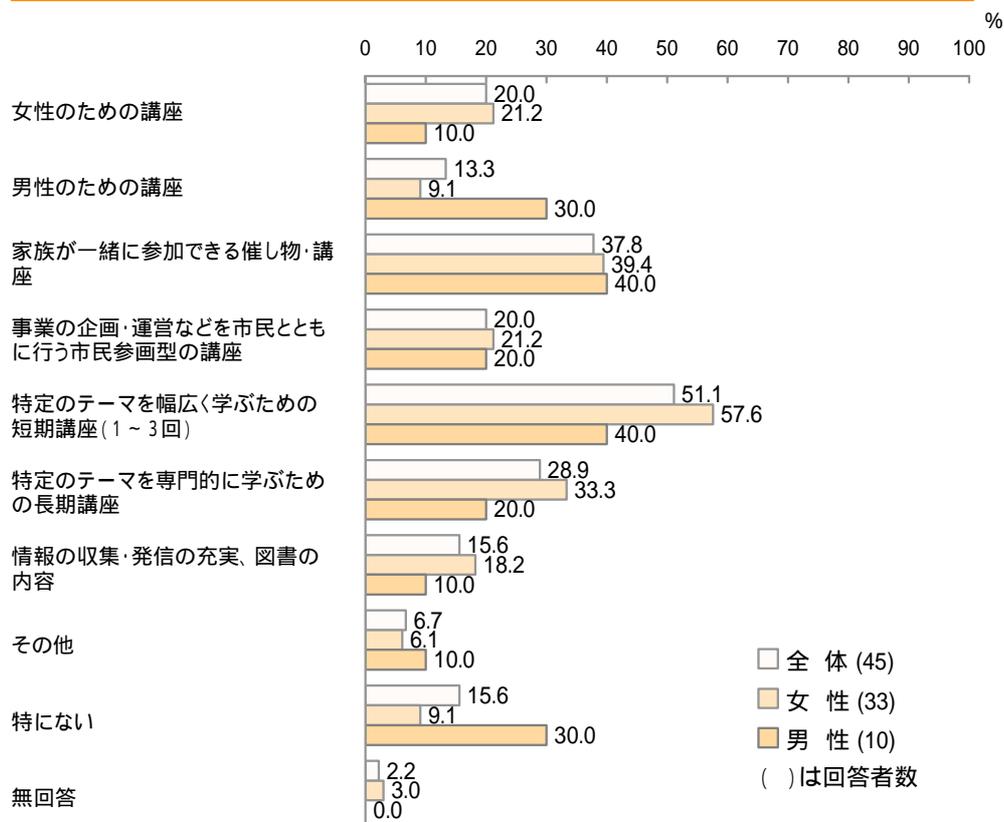
課題

- 利用者の増加に向けた施設PRやサービスの充実など、拠点施設としての機能強化が必要です。
- 男女共同参画における活動を総合的に支援し、男女共同参画センターの利用促進を図る必要があります。

基本的な施策

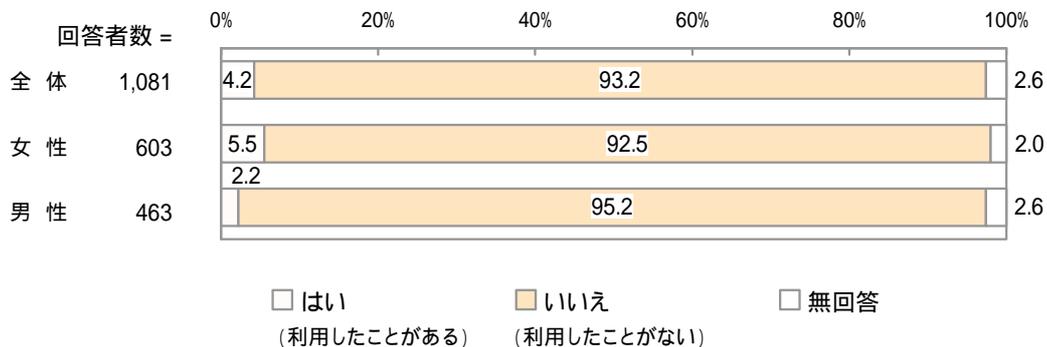
- 男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実
- 自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進

男女共同参画センター「パルモ」に充実してほしい内容



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

男女共同参画センター「パルモ」利用状況



資料：豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査（平成 23 年）

基本的な施策 男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実

施策を効果的に推進するため関係機関と連携し、男女共同参画に関する必要な情報や先進事例等の収集とわかりやすい公表に努め、市民の男女共同参画に関する取組を支援します。

事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画センターの利用促進	広報紙の発行や、HP の活用により男女共同参画センターの事業内容を広く市民にPRするとともに利用者の促進を図る。	市民協働推進課
男女共同参画に関する書籍・資料の充実	男女共同参画に関連する書籍・資料等を整備し、市民の情報収集活動を支援する。	市民協働推進課
男性や起業をめざす女性の利用促進のための支援	利用料金の減免、回数券の見直しなどにより、新たな利用者を開拓し利用を促進するための新しい制度を検討する。	市民協働推進課

第1章 策定について

第2章 豊橋市の現況

第3章 基本的な考え方

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5(2)

第4章 重点目標と施策

基本的な施策 自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進

自主グループ等各種団体の活動拠点として機能が果たせるよう、環境づくりに努めます。また、広く市民に親しまれる施設運営に努めます。

事業名	事業の概要	担当課
市民企画セミナーの実施	市民と行政が協働し、企画・運営を行う市民企画セミナーを開催する。	市民協働推進課
男女共同参画センター指定管理者との連携	男女共同参画センターの円滑な運営を図るため、指定管理者と連携し、利用者の利便性を図るとともに利用率の向上に努める。	市民協働推進課
利用者の男女共同参画意識に対する育成	男女共同参画センターで活動する男性グループやボランティアなどの育成と資質の向上を図るため、研修会を開催する。	市民協働推進課
自主グループへの活動支援	男女共同参画センターを利用する自主グループに対して、活動や組織運営についてアドバイスを行う。	市民協働推進課

指標・目標値一覧

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
重点目標(1) 人権を尊重した男女共同参画意識の向上					
固定的性別役割分担意識に反対する(「どちらかといえば反対」を含む)人の割合	H23年度	33.3%	H29年度	50.0%	市民協働推進課
社会全体でみた男女の地位において、男女平等であると感じる人の割合	H23年度	15.0%	H29年度	18.0%	市民協働推進課
重点目標(2) 子どもにとっての男女共同参画の促進					
子育てにおいて「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重するのがよい」と考える人の割合	H23年度	68.6%	H29年度	72.0%	市民協働推進課
小・中学校における人権教育の実施	H23年度	小学校8校 中学校7校	H29年度	小学校 延べ42校 中学校 延べ35校	福祉政策課
重点目標(3) 男性にとっての男女共同参画の促進					
固定的性別役割分担意識に反対する(「どちらかといえば反対」を含む)男性の割合	H23年度	27.0%	H29年度	45.0%	市民協働推進課
市男性職員の育児参加休暇等の取得率	H23年度	11.1%	H29年度	50.0%以上	人事課

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
重点目標(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進					
市の審議会等に占める女性委員の割合	H23年度	30.6%	H29年度	35.0%	市民協働推進課
市職員の管理監督者に占める女性の割合	H23年度	6.1%	H29年度	10.0%以上	人事課
学校における女性教員の管理部門(校長・教頭)への登用	H24年度	17.0%	H29年度	18.0%以上	学校教育課
重点目標(2) 地域活動等における男女共同参画の促進					
自治会長に占める女性の割合	H24年度	3.5%	H29年度	10.0%	市民協働推進課
NPO 法人における女性代表者数	H24年 10月	30.0%	H29年度	40.0%	市民協働推進課

基本目標3 男女が働きやすい環境づくり

指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
重点目標(1) 雇用や就労における男女平等の推進					
女性(30～39歳)の就業率	H23年度	60.7%	H29年度	65.0%	市民協働推進課
家族のルールの作成数 (家族経営協定締結数)	H23年度	142 経営体	H29年度	178 経営体	農政課
重点目標(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進					
ファミリー・フレンドリー企業の登録数	H24年度	40社	H29年度	52社	商工業振興課
ここにこサークル設置数	H23年度	25会場	H29年度	37会場以上	こども未来館
延長保育の実施か所数	H24年度	30園	H29年度	31園以上	保育課
赤ちゃんの駅登録店舗数	H23年度	12か所	H29年度	40か所以上	子育て支援課
放課後児童クラブの実施か所数	H24年度	65か所	H29年度	66か所以上	生涯学習課

基本目標4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備

指標	実績		目標		担当課
	年度	実績値	年度	目標値	
重点目標(1) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援					
10代の人工妊娠中絶実施率 (15歳から19歳の女性人口千対)	H22年度	6.4人	H29年度	6人	こども保健課
子宮頸がん検診受診率	H23年度	45.7%	H29年度	50.0%	健康増進課
乳がん検診受診率	H23年度	34.7%	H29年度	40.0%	健康増進課
重点目標(2) 様々な困難を抱える人々への支援					
男女共同参画センター女性相談の件数	H23年度	1,834件	H29年度	1,900件	市民協働推進課
高齢者安心生活サポート事業	H23年度	566回	H29年度	1,200回 以上	長寿介護課
重点目標(3) 女性などに対する暴力の根絶(豊橋市DV対策基本計画)					
DV防止法を知っている人の割合	H23年度	76.8%	H29年度	80.0%	市民協働推進課
DV相談窓口の認知度	-	-	窓口設置後に設定		市民協働推進課

參考資料



1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日 法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

1 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日 平成13年1月6日）

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

1 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

2 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

3 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

4 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

5 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

6 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 1 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 1 面会を要求すること。
 - 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 3 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 4 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 5 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 6 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 8 その性的羞恥心^{しゅうち}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、

被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

1 申立人の住所又は居所の所在地

2 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

1 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

2 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

3 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

4 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

5 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 1 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 2 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 3 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 4 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 1 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 2 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

3 豊橋市男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 31 日

条例第 5 号

我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画社会基本法の制定をはじめ、法律や制度が次第に整備されてきた。

豊橋市においても、男女共同参画行動計画の策定や女性会館の開館など男女共同参画社会実現のための様々な取組を行ってきたが、今もなお、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。

こうした状況の下、これからの少子高齢社会の進展や家族形態の多様化などを展望したとき、男女が性別にかかわらず、人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるとともに、多様な生き方を認め合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題である。

そこで、市、市民、事業主、市民活動団体等が協働して、男女共同参画社会の形成に関する取組を一貫性を持って総合的、計画的に推進し、男女がいきいきと暮らせるまちづくりに資するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業主、市民活動団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、これを総合的、計画的に推進することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、男女の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針の決定、計画の立案等に参画する機

会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、その他の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう自らの意思が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協力の下に行われること。

(市の役割)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的、計画的に実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、県、市民、事業主、市民活動団体等と相互に連携し、協力を図るよう努めるものとする。
 - 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 4 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業主の役割)

- 第6条 事業主は、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに職場、家庭その他の活動が両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めるものとする。
- 2 事業主は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

- 第7条 市民活動団体は、その活動に関し、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 市民活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

- 第8条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に配慮して教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報の表示に関する留意)

- 第10条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担若しくは暴力を助長させる表現又は過度の性的表現を行わないように留意するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画行動計画の策定)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するための基本的な行動計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、豊橋市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業主及び市民活動団体等の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(積極的改善措置のための支援)

- 第12条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女の間に生じている場合、事業主等に対し、積極的に格差を改善するための支援を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

- 第13条 市は、毎年度、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、男女共同参画の推進状況等の報告書を作成し、公表するものとする。

(学習の支援等)

- 第14条 市は、男女共同参画についての関心と理解を深めるため、市民の学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

- 第15条 市は、男女共同参画の推進に関し調査研究を行い、必要に応じてその結果を公表するものとする。

(情報提供及び広報活動)

- 第16条 市は、男女共同参画の推進活動を行う市民、事業主、市民活動団体等に対し情報の提供その他必要な支援を行うとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための広報活動を行うものとする。

(苦情の申出と処理)

- 第17条 市民、事業主、市民活動団体等は、男女共同参画の推進に関する施策又は市が実施する施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情がある場合は、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談の申出と処理)

- 第18条 市は、市民から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の整備)

- 第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、拠点施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議させるため、豊橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満とならないものとする。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に、専門的な事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

7 専門部会は、市長が委嘱する専門委員若干人で組織する。

8 専門委員は、当該専門的な事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に定められている豊橋市男女共同参画行動計画については、第11条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

（豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年豊橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「表彰審査委員会委員」を

「 表彰審査委員会委員

男女共同参画審議会委員 」

に改める。

4 豊橋市男女共同参画審議会規則

平成16年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市男女共同参画推進条例（平成16年豊橋市条例第5号）第20条第9項の規定に基づき、豊橋市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 専門部会（以下「部会」という。）は、審議会の求めに応じ専門的な事項について調査し、その経過及び結果を審議会に報告する。

- 2 専門委員は、専門的な事項について、識見を有する者又は審議会委員のうちから市長が委嘱する。
- 3 部会長は、専門委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する専門委員がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

5 豊橋市男女共同参画審議会 委員名簿

平成 23 年度

氏 名	活動・職業等	備 考
荒木 仁子	豊橋商工会議所女性会会長	副会長
伊藤 友之	J A 豊橋農機自燃部長	
伊藤 道子	豊橋創造大学短期大学部准教授	
加藤千映子	豊橋商工会議所青年部 経営研修委員会委員長	
金子 浩治	豊橋市小中学校 P T A 連絡協議会	
木之下隆夫	愛知大学文学部教授	会 長
小嶋友利可	公募	
杉浦 廣行	豊橋人権擁護委員	
鈴木真理子	豊橋女性団体連絡会副会長	
瀬川 千敏	公募	

任期：平成 22 年度委嘱状交付日から 2 年間（平成 24 年 8 月 1 日まで）

平成 24 年度

氏 名	活動・職業等	備 考
荒木 仁子	豊橋商工会議所女性会元会長	副会長
伊藤 友之	J A 豊橋生活開発部長 (女性部会担当) 兼農機自燃部長	
木之下隆夫	愛知大学文学部教授	会 長
杉浦 廣行	豊橋人権擁護委員	
鈴木真理子	豊橋女性団体連絡会副会長	
高倉 宣夫	公募	
戸崎 史子	公募	
鷺田 恵美	豊橋市小中学校 P T A 連絡協議会副会長	

任期：平成 24 年度委嘱状交付日から 2 年間（平成 26 年 8 月 1 日まで）

6 豊橋市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会実現に向けた施策について、総合的かつ効果的に推進するため、豊橋市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の企画及び計画的な推進に関すること。
- (2) 行動計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(推進会議)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある職員で組織し、会長は副市長をもって充て、副会長は文化市民部長をもって充てる。

- 2 推進会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して推進会議へ出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 推進会議に幹事会を置き、別表2に掲げる職にある職員をもって構成し、幹事会の会長は市民協働推進課長をもって充てる。

- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けた施策について、関係部課との連絡調整に関すること。
 - (2) 女性関連施策等の調査及び研究に関すること。
 - (3) その他男女共同参画社会の実現の促進に関すること。
- 3 幹事会は幹事会の会長が招集する。
- 4 幹事会の会長は、必要に応じて関係職員を幹事会の臨時構成員にすることができる。
- 5 幹事会の会長は、必要に応じて会長の指定する関係課の職員をもってワーキング部会を設置することができる。

(男女共同参画推進員)

第5条 幹事に男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置く。推進員は各課代表の課長補佐級等（不在の場合は主幹）の職にある者をもって充てる。

2 推進員は、所管業務において男女共同参画の推進を図るとともに、所属職員の男女共同参画意識の醸成に努めるものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、文化市民部市民協働推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(男女共同参画推進員の設置)

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

7 豊橋市男女共同参画行動計画 策定経過

市民による検討			庁内における検討		
日付	会議	内容	日付	会議	内容
平成 23 年 6 月		・男女共同参画に関する 市民の意識調査の実施			
10 月 3 日	豊橋市男女共 同参画審議会	・男女共同参画に関する市民 の意識調査結果について ・男女共同参画行動計画 の改定について			
平成 24 年 2 月 15 日	豊橋市男女共 同参画審議会	・男女共同参画行動計画 の策定の基本的な考え 方について			
			平成 24 年 4 月 27 日	幹事会	・男女共同参画行動計画の 策定について ・計画策定ワーキング部会 の設置について
			5 月 16 日	第 1 回 ワーキング	・現況と課題の整理につい て検討
			6 月 25 日	第 2 回 ワーキング	・現況・課題の分析
			7 月 23 日	第 3 回 ワーキング	・体系案の検討 ・中間報告書案検討
			7 月 27 日	幹事会	・男女共同参画行動計画中 間報告書（案）について ・ワーキング部会（DV基 本計画）の設置について
			7 月 30 日	推進会議	・男女共同参画行動計画 中間報告書（案）について
8 月 3 日	豊橋市男女共 同参画審議会	・男女共同参画行動計画 中間報告書（案）について			
			8 月 9 日	第 1 回DV ワーキング	・市町村基本計画（DV基 本計画）の策定について
			8 月 20 日	第 4 回 ワーキング	・基本的な施策の整理 ・事業見直し、新規事業の 検討 ・指標・数値目標の検討
			10 月 5 日	第 2 回DV ワーキング	・事業計画案の検討につい て
11 月 9 日	豊橋市男女共 同参画審議会	・男女共同参画行動計画 （素案）について			
			11 月 15 日	幹事会	・男女共同参画行動計画 （素案）について
			11 月 21 日	推進会議	・男女共同参画行動計画 （素案）について
平成 25 年 1 月 11 日～ 2 月 11 日		・計画（素案）の公表 ・パブリックコメントの 実施			
			平成 25 年 3 月 1 日	幹事会	・男女共同参画行動計画の 最終報告
3 月 26 日	豊橋市男女共 同参画審議会	・男女共同参画行動計画 の最終報告	3 月 26 日	推進会議	・男女共同参画行動計画の 最終報告

8 男女共同参画に関する施策の経過（年表）

年	世界	国	愛知県	豊橋市
1946年 (昭和21年)	・「国連婦人の地位委員会」設置	・戦後第1回総選挙で初の婦人参政権が行使 ・「日本国憲法」公布		
1948年 (昭和23年)		・労働省に「婦人少年局」設置		
1967年 (昭和42年)	・婦人に対する差別撤廃宣言			
1968年 (昭和43年)				・社会教育課に「婦人教育係」設置
1972年 (昭和47年)	・国際連合で1975年を「国際婦人年」宣言			
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・総理府内に「婦人問題企画推進本部」設置		
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の10年」始まる(～1985年)	・「特定業種育児休業法」施行(女子教育職員・看護婦・保母等を対象) ・「民法等の一部を改正する法律」施行(離婚後の姓の選択自由)	・総務部に「青少年婦人室」設置 ・「愛知県婦人関係行政推進会議」「愛知県婦人問題懇話会」設置	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」(昭和51～61年)策定		
1979年 (昭和54年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択			
1981年 (昭和56年)		・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の法定相続分引き上げ)		
1985年 (昭和60年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(父母両系血統主義の採用) ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		・「改正国民年金法」施行(女性の年金権の確立) ・「男女雇用機会均等法」施行		・教育委員会に「婦人係」設置 ・「婦人の生活と意識に関する調査」実施 ・「婦人対策第一次5カ年計画」策定
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		・「婦人問題懇話会」「婦人行政推進会議連絡会」設置 ・「婦人の生活と意識に関する報告書」発行
1988年 (昭和63年)				・「婦人フェスティバル」開始
1989年 (平成元年)			・「あいち女性プラン」策定	・婦人意識啓発冊子「とよはしの女性」発刊 ・婦人問題懇話会から報告書提出 ・「婦人問題懇談会」設置 ・「市民意識調査報告書」の発行

年	世界	国	愛知県	豊橋市
1990年 (平成2年)	・「ナイロビ将来戦略の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・婦人問題懇談会から「女性行動計画策定に向けての提言」(中間報告書)提出 ・「婦人行政推進会議」設置 ・婦人問題懇話会から提言書提出
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の第一次改定		・「未来をひらくとよはし女性プラン」策定 ・設楽町との女性交流事業開始
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・「婦人問題担当大臣」任命		・教育委員会・社会教育部に「青少年女性課」設置 ・青少年女性課設置に伴い「婦人係」を「女性係」に改称 ・「婦人行政推進会議」を「女性行政推進会議」に改称 ・「婦人団体連絡会」を「女性団体連絡会」に改称 ・女性指導者研修事業開始 ・「婦人フェスティバル」を「女性フェスティバル」に改称
1993年 (平成5年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布・施行 ・中学校での家庭科の男女必修実施		・女性だより「花づな」発行開始
1994年 (平成6年)		・「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置 ・高校での家庭科の男女必修実施		・「女性会館」開館 ・「女性フォーラム」開始 ・「女性会館運営協議会」設置 ・女性相談事業開始
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」(北京)「北京宣言」及び「行動綱領」採択			・「女性会館利用者懇談会」開始
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		・女性人材育成事業開始
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	・市民意識調査にて「女性問題」調査 ・「女性問題懇話会」設置 ・「男女共同参画推進地域フォーラム」開催
1998年 (平成10年)				・女性問題懇話会から「未来をひらくとよはし女性プランの見直しの基本方向」提言 ・三遠南信地域女性交流事業開始

年	世界	国	愛知県	豊橋市
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・「男女雇用機会均等法」改正(女性に対する差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「とよはし男女共同参画2000年プラン」策定 ・「男女共同参画課」設置 ・「女性行政推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改称 ・「女性問題懇話会」を「男女共同参画推進懇話会」に改称 ・ファミリー・サポート・センターを設置
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク国連本部)「政治宣言」、「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・異業種交流会開始
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 ・「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正(仕事と家庭の両立支援策の充実) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県男女共同参画推進条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進懇話会から「とよはし男女共同参画プラン」見直しの基本方向について提言
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「母子及び寡婦福祉法」等改正(母子家庭等の自立促進) ・「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「とよはしハーモニープラン21～男女共同参画が奏でるパートナーシップ～」策定
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正(配偶者からの暴力の定義拡大、保護命令制度の充実) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「豊橋市男女共同参画推進条例」制定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正育児・介護休業法」施行(介護休暇取得の拡大、子の看護休暇の創設) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・刑法等の改正(人身売買罪の新設) ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(DV基本計画)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民の意識調査」実施
2006年 (平成18年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン21」改定 	

年	世界	国	愛知県	豊橋市
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行(性別による差別禁止範囲の拡大) ・「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」決定 ・「パートタイム労働法」改正 ・「DV防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(2次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民の意識調査」実施
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第53回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)「HIV/AIDSのケア提供を含む男女間の平等な責任分担について」 			<ul style="list-style-type: none"> ・「豊橋市女性会館」を「男女共同参画センター(愛称:パルモ)」に改称
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第54回女性の地位委員会(北京+15)」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正育児・介護休業法」施行 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 		
2011年 (平成23年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民の意識調査」実施
2013年 (平成25年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「とよはしハーモニープラン2013-2017」策定

9 アンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、豊橋市の男女共同参画の現状や市民の考えを把握し、「次期豊橋市男女共同参画行動計画」の基礎資料を得る目的で実施しました。

(2) 調査の方法

調査地域：豊橋市全域

調査対象：豊橋市に在住する20歳以上の男女

標本数：3,000人

抽出方法：男女各1,500人を年代別・地域別で無作為抽出

調査方法：郵送法

調査時期：平成23年6月3日～7月1日

(3) 調査項目

- ①属性
- ②男女の平等感について
- ③男女の意思決定について
- ④家庭・仕事・地域活動のバランスについて
- ⑤子どもへの男女共同参画教育について
- ⑥高齢化・福祉について
- ⑦配偶者等からの暴力について
- ⑧豊橋市男女共同参画センター「パルモ」について
- ⑨男女共同参画社会について

(4) 回収結果

配布数：3,000件

回収数：1,082件（36.1%）

うち有効1,081件（36.0%）、無効1件（0.0%）※白紙票は無効としました。

未回収：1,918件（63.9%）

10 パブリックコメント

(1) 実施の目的

豊橋市男女共同参画行動計画「とよはしハーモニープラン2013-2017」（素案）に対する意見を募集するため、パブリックコメント制度による意見募集を実施しました。

(2) 実施方法

募集期間：平成25年1月11日～平成25年2月11日

提出方法：持参、郵送、ファックス、Eメール、ホームページ

提出意見：5人（20件）から提出

豊橋市男女共同参画行動計画
とよはしハーモニープラン 2013-2017

平成 25 年 3 月

発行：豊橋市文化市民部市民協働推進課

住所：〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町 1 番地

T E L : (0532) 51-2188

F A X : (0532) 56-5128

このプランは豊橋市ホームページにも掲載しています。